

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成27年12月11日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第66号 愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第67号 愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第69号 愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第70号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第71号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第72号 愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第73号 愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第74号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第75号 愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第76号 愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第77号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第78号 愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について
- 日程第14 議案第79号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第80号 平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第81号 平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第82号 平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（19名）

| | | | |
|----|----------|----|----------|
| 1番 | 大野 則 男 君 | 2番 | 山岡 幹 雄 君 |
| 3番 | 近藤 武 君 | 4番 | 神田 康 史 君 |
| 5番 | 竹村 仁 司 君 | 6番 | 高松 幸 雄 君 |
| 7番 | 石崎 たか子 君 | 8番 | 吉川 三津子 君 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 9番 | 鬼頭勝治君 | 10番 | 八木一君 |
| 11番 | 大宮吉満君 | 12番 | 島田浩君 |
| 13番 | 杉村義仁君 | 14番 | 大島一郎君 |
| 16番 | 堀田清君 | 17番 | 大島功君 |
| 18番 | 河合克平君 | 19番 | 真野和久君 |
| 20番 | 加藤敏彦君 | | |

◎欠席議員（1名）

15番 鷺野聡明君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|------------------------------------|-------|-----------------|--------|
| 市長 | 日永貴章君 | 副市長 | 鈴木睦君 |
| 教育長 | 加藤良邦君 | 会計管理者兼 会計室長 | 村津友章君 |
| 総務部長 | 飯谷幸良君 | 企画部長 | 佐藤信男君 |
| 経済建設部長 | 加藤清和君 | 教育部長 | 石黒貞明君 |
| 市民生活部長 | 永田和美君 | 上下水道部長 | 横井一夫君 |
| 消防長 | 飯谷修司君 | 福祉部長兼 福祉事務所長 | 猪飼明君 |
| 子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長 | 伊藤辰明君 | 環境課長 | 大島鉄夫君 |
| 健康推進課長 | 飯田優子君 | 保険年金課長 | 井戸田憲二君 |
| 総務課長補佐 | 浅野浩司君 | | |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 佐藤敏彦 | 議事課長 | 加納敏夫 |
| 書記 | 山田宗一 | 書記 | 服部陽介 |

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。15番・鷺野聡明議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、これから議案質疑に入りますが、議案質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。また、自己の意見を述べることができないと明記されております。また、同条第2項には、この規定に反するときは議長が注意をすることとなっておりますので、発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう、的確な答弁に努めていただくことをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第66号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・議案第66号：愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・大野則男議員、どうぞ。

○1番（大野則男君）

改めて、おはようございます。

それでは、議案第66号：愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定について、お尋ねを幾つかさせていただきたいと思います。

これは合併後、この時期に及んだ経緯、この条例をこの時期になぜ出すのか、そこをまずはお尋ねをいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

本年になりましてから、新規に愛知県から許可を受けて設置されました産業廃棄物中間処理施設におきまして、地域、住民への事前説明が十分に行われなかったということに起因しますトラブルが1件発生をしております。したがって、今後このようなことが起きないように条例を今回制定するものでございます。

○1番（大野則男君）

それでは、今回1件あったということなのですが、今まで合併前後、住民とこの施設についての紛争、もしくは事例で、市がどういう対応をしてきたのか、それで事例が幾つあったのかも含めて再度お尋ねをしたいと思います。

○市民生活部長（永田和美君）

今回このような大きなトラブルに発展したようなケースにつきましては、今回は1件でございまして、過去につきましては、苦情とか、そういう話の内容が主でございまして、対応でございすけれども、事業者に対しまして周辺環境にも配慮し、関係法令を遵守するような指導を行っているところでございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

おはようございます。

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定についてということで、条例の中身について若干質問させていただきますのでお願いします。

まず、条例の名称なんですが、名称と、それから第1条の目的というところには、設置等に係る紛争の予防ということだけ明記をされている内容になっておりますが、条文上の第3条では、市の責務として現時点で起きてしまった紛争についての調整を図るということも、市の責務として3条には明記がされているところであります。にもかかわらず、目的と名称は予防だけの内容となっておるということでは、非常に整合性がとれていないのではないかとこのことを感じるわけなんです、なぜそのような市の責務の明記と目的が、名称が違ってしまっているのかということについて1点お伺いすると、あとその第3条で、市の責務として調整を行うということにはなっておりますが、調整の方法については具体性、具体的な、どう調整を行うかということは書いていない、記載がない状況でございすので、その調整についてはどのようなことをするのかということについて、2点目にお伺いします。

3点目に、条例を通して、条例の中で記載されるというよりは、規則で定めるということが非常に多岐にわたって使われているというのがこの条例の特徴ではないかと思うのですが、通常、条例があって規則がどういうものになるのかというのが明らかにされるべきではないかと、条例設置に当たってですね。というふうに思うんですけれども、その規則がつけられているのか、現状。つけられているのであれば、その内容を提示していただきたいということを質問いたします。

以上、3点についてお答えください。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、随時お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、本条例におきます紛争の調整につきましては、事業者が行う事業計画の周知について地域住民に十分周知されたかを確認をし、不十分である場合には、事業者に対しまして追加の説明会の開催を指示いたします。地域住民の環境の保全上の見地からの意見や、事業者から示されました環境保全対策について事業者と地域住民の意見を調整いたしまして、事業者に環境保全対策に対する見解書を作成させます。環境保全誓約書を市に提出させることで、これを守っていただくというものでございます。

次に、規則につきましてでございますけれども、規則につきましては、現在、市の内部で協議、検討して進めているところでございます。以上です。

○18番（河合克平君）

答弁をお願いしたのは、名称の中と中身では予防だけが載っているんですけども、市の責務としては紛争の調整ということになっているということで、その整合性が図られていないんじゃないかということについて質問したと思うんですが、それをお答えいただけますか。

○環境課長（大島鉄夫君）

先ほどのことでございますけれども、あくまでこれにつきましては、タイトルでございますように紛争の予防に関する条例ということでございますので、起きている紛争をどうこうするというものではなくて、これから起きる紛争をいかに起きないようにしていくのかと、こういうところに視点を置いた条例でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○18番（河合克平君）

起きてしまったものに対してどうしていくのかというのは、具体的に方法がないということに今理解をしたんですけども、具体的に今後起きるであろうということと、起きてしまったときの状況というのが、やはり市として、責任としてあるということを明記している条文であるにもかかわらず、今の説明ではそれは起きてしまったものについては考えていない条例ですというのはちょっと、非常におかしいんじゃないかなというふうに思うので、そういったことでは、より市の責務、調整を行っていくということについては、予防だけではなくて、こういった場合、起きてしまったことについてどうしていくのかということについては、明確に明文化した法案に書き直して、記載をし直して、再度提出をしたほうがいいんじゃないかというふうに考えるわけですが、今回の条例の、先ほども規則が多岐にわたっているということもあるんですが、第2条のところでは、関係地域は規則で定めるということになっておりまして、規則は議会を通りませんので、そういったことでは議会で関係地域を諮るということもできないようになっておりますし、そういったことでは、本当に産業廃棄物処理施設ということについての設置について、本当に市民にとって安心できる、そういう愛西市になるためには、この条例では整合性がなく、足らない状況が考えられますので、そういったことでは提出し直しがいいのではないかというふうに私は考えるのですが、市としてはいかがでしょうか。

○市民生活部長（永田和美君）

今回は、先ほど予防に関することを主とした狙いがございます。したがって、現行の案でお願いしたいと考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、数点お伺いをしたいと思います。

今、規則について河合議員のほうから質問がございました。産廃問題について、私も市民運動のきっかけで立田で大きな裁判にまで至るような産廃反対運動が起きたという経緯があり、

この条例により頑張っていたかなければならないんですが、今回規則の提示を求めたところ、提示がされませんでした。規則というのは、議会の賛否が必要なくて、市の行政判断で改正がどんどんされていってしまう、そんな性格なものであります。以前からも、規則の資料としての提示というのは議会の中で何度も求められ、それが提示されてきた経緯があります。今回、規則がまだ不十分な状況で条例を急いで議会に上げてきた理由について、1点お伺いをしたいと思います。

それから2番目に、愛西市の産廃問題の現状について、私も昨日、愛西市内のここ数年の産廃問題の立入検査簿等、全て情報公開請求をして入手しておりますが、かなりいろんな問題が潜んでいたり、新しく始まったり、長年続いたりしているわけですが、こういった愛西市の産廃問題の現状について、市の見解をお伺いしたいと思います。

そしてまた3番目に、こうした問題を具体的にどう解決をしようとしているのか、日ごろどんな活動をされて対処しているのか、またこの条例制定によって、何らかその動きが変わるのかお伺いをしたいと思います。

それから4番目に、具体的な運用についてお伺いをしたいと思います。運用について、2点大きくお伺いをしたいと思います。1つ、廃棄物処理法の中でさまざま住民の関与ができるような機会が設けられたり、特に愛知県の条例とか要綱では、一部施設については説明会の開催義務、そして同意書の義務づけがされております。こういった状況に対して、市が制定することによって、愛知県の条例と愛西市の条例の関係、説明会の開催の責任者、そういったところはどうかお伺いをしたいと思います。

それから、具体的な運用についての2番目の質問として、説明会の開催の仕方ということによって紛争が大きくなったりとか、いろんな状況が全国で起きております。この説明会の開催の周知、それから説明会の日程を決めるのは誰なのか、そして説明会でのその会の進行は誰がするのか、そして説明会が終わると業者から文書で結果の報告があるわけですが、いろんな市民からの説明を求める声があるのにもかかわらず、全ての住民に納得いただきましたという結果報告を出す事例がかなり多いんですね。そういった面で、業者からの説明会開催の報告が正確かどうかの判断をどうされるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、あとこの条例は建設部局のほうの、今回出ている開発行為等の条例と2つあわせて愛西市のまちづくりを守っていく条例だと思っておりますが、この2つで全ての課題が網羅できるのか、外れてしまうものがあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、大きく6番目の質問として、今回、愛西市においては罰則が設けられておりません。その罰則を設けなかった理由についてお伺いをいたします。

それから7番目に、廃棄物の処理施設の許可、業務許可等については変更届等が出されてきたりとか、軽微な変更とか、いろいろ形態が変わっていくわけですが、そうした変更に対してどう対応していくのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。以上です。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、第1点目でございますけれども、規則の提示の関係で今回の時期に至った話でござ

ございますけれども、先ほどもちょっとお話しさせてもらったように、現在トラブルが1件発生しているということも踏まえまして、速やかに条例をつくる必要性があったということでございます。したがって、先ほどもお話しさせてもらったように、規則につきましては現在協議、内部で検討をしておるところでございます。

2点目でございますが、ことしになりまして新規に県から許可を受けて設置されました産業廃棄物中間処理施設におきまして、地域住民への事前説明が十分行われなかったことに起因するトラブルが発生しております。このほか、市内で産業廃棄物の不適正な保管に対する指導を海部県民センター環境保全課が中心となって対応を行っている現状でございます。

次に、3点目でございますけれども、どのような課題かということでございますが、県の許可基準で考えますと、地域住民へ十分な説明がなされないまま施設が設置・建設され、必要な環境保全対策が行われないうちに事業者が操業を始めるというような事態が起こっております。本条例を制定することで、事業者が地域住民への事前説明を十分に行っていただくと。また、地域住民からの意見に対しまして環境保全対策を事業者に示させ、市に誓約書を提出することで、これを遵守していただくという狙いがございます。

続きまして、4点目の具体的な運用でございますが、まず県条例との整合性の関係でございますけれども、県条例の地元説明を適用除外としないように働きかけをかけていきたいと考えております。市への事前協議は関係住民への事業周知がここで言われまして、適用除外とせず、許可権者の県の段階でも実施するように働きかけをしていきたいと考えております。それから2点目でございますが、十分な説明会かどうかということと、それから確認行為の関係でございますけれども、業者からの説明会の実施結果、報告書を提出させまして、出席人数、どのような質問などが出たかを報告させることになるということで今考えております。また、その確認行為につきましては、市の職員が傍聴できるような形をとって、実際に説明会が適切に実施されたかどうかということを観察するようなことを考えているところでございます。

続きまして、5点目でございますが、全て網羅できるかというお話でございますけれども、県では、産業廃棄物処理施設の許可申請を行う事業が対象となっております。解体業を営む小規模な事業者につきましては、対象から外れる場合が考えられると考えております。

次に、6点目でございますが、罰則を設けなかった理由でございますが、本条例の制定につきましては、県の関係機関とも協議をしています。市内に産業廃棄物処理施設設置の相談があれば、愛西市の条例に基づく手続を行うよう指導されると考え、事業者から事前に協議がなされるというように考えておりますので、現在のところ考えておりません。

変更に対する対応でございますが、取り扱う産業廃棄物の種類、処理能力の変更、施設面積を2倍以上に広げる変更を行う場合には事前協議の対象となります。以上でございます。

#### ○8番（吉川三津子君）

では、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

なぜ急いだのかというところで、いろいろな問題がある。そして多分、農振地域に今までの家畜舎とか、いろんな農地でありながら宅地となっているところが、いろいろ農地の地図を見

せていただくと点在している。で、そこは本当に狙われやすいなというところが愛西市にはかなりあるなというふうに思っておりますので、急がれたことについては理解はできるわけです。しかし、やはりこの規則というのと条例はやはりペアになっているので、今後規則とともに提示をしていただきたいと思います、今後そのような方針、きちんとしていただきたいと思います、見解を求めたいと思います。

それから、運用については県のほうの説明会から除外されるような動きをされていくということですが、この説明会のあり方というのはかなり重要になってくるわけで、その業者の説明会報告に虚偽があったりとか、それから十分な説明がされていないという調査は当然必要になってくると思います。説明会は1回で終わればいいと考えていらっしゃるのか、やはり説明が不十分であれば、繰り返しこの説明会の開催を事業者に求めていくんだというお考えなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、あと建設部局の開発行為の条例との整合性というか、全て網羅できるかということなんですけれども、本当に廃棄物の問題って複雑で、自社ごみについてはいろんな廃棄物処理法がかかってこなかったりとか、さまざま複雑なことがあると思います。自社ごみとかりサイクルとか、小さな解体業とか、いろんな点でこちらの廃棄物処理法のほうにはかかってこない事例があると思うんですけれども、かなり全国的な事例にアンテナを張っていないと、業者が事前協議に来てから条例を改正したのでは、損害賠償で訴えられてしまいますので、その辺、アンテナを張り、積極的にこの条例改正をしていく必要があると思いますが、その点について、市の見解を求めます。

それから、あと罰則を設けなかった理由についてですが、もちろん廃棄物処理法は上乘せ禁止の法律ですので、罰則を含めている自治体というのは廃棄物処理法違反とされる可能性は高いということは私もわかりますし、多分、自治体も自覚してその条例をわかっているながら制定されているんだと思います。ただ、条例が廃掃法違反かどうか確定するのは、実際には事件が起きて、それが起訴されて最高裁まで行ったときですので、それまでは少なくとも抑止効果があるのではないかとこのように言われております。もし罰則を設けることとした場合でも、住民説明会を行わなかったらすぐに罰則ということではなくて、業者を指導するとか、説明会を行わなかったことについて業者に弁明の機会を与えるとか、いろんなステップを踏みながら罰則規定を設けるのも一つの手段ではないかと考えます。廃棄物処理法には、おそれ条項というのがあって、法律に今後違反するおそれのある業者については、許可が与えられない法律なんです。そういった面でいろんなハードルをつくっておきながら、法遵守をしないという、そういった悪質な業者に許可を与えないという効果もあると思いますが、その辺について、そこまでお考えになってこの罰則を設けないことにしたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

規則の提出、あるいは添付についてということでございますが、規則の内容につきましても、今回もそうでありますように、ぎりぎりまで協議、調整、修正等を行っておるところでござい

ます。当然、条例が議会で審議される中で、規則を修正しなければならないケースも考えられます。修正の可能性の高いものを資料として提出できないと考えております。

そもそも論として、御承知のとおり、規則の制定については市長の権限であり、最終的にはさまざま精査して条例施行日までに作成すればよいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

説明会の関係で、十分な説明会がなされたかどうかということで、1回ないし複数の回数に考えていくかというお話でございますが、実際に内容を確認した上でそこら辺は判断をしていきたいと考えております。

それから、網羅できる、自社ごみの関係の現状を踏まえて、アンテナを高くして今後改正の考えにつきましては、現状、実際に施行後、現状の状態を見ながら、実際にまだ執行していませんので、現状を見た上で今後の判断をしていきたいということで、状況に応じて改正の必要性があれば検討をしていくというような考え方は持っております。

それから、罰則に関しましての抑止力のご関係でございますが、議員、御存じのとおり、やはり許認可は市にはございません。したがって、罰則も確かに県内の状況も見ましても1市、要するに許認可のあります自治体以外では、現行10のうち1市だけが罰則規定を設けてみえます。そういうことから言っても、罰則規定につきましては慎重に考える必要があると考えております。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第67号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・議案第67号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定についてということで、こちらも条例の内容についてお伺いいたします。

まず、第1点に第5条に意見聴取等ということで規定がある状況ですが、この条例によると許可申請を行う前に説明会を行わなければならないということがありますが、この前というのは大体何日前なのかということが予測される問題なんでしょうか。具体的な記載がないので、そういったことをお伺いします。

また、周知や意見聴取がいつ、どこで、どのようになされるかということについても、具体的には記載がないところでもありますので、そういったものがどのような方法がとられるのかお伺いをいたします。

また、この第5条の2項において、今申し上げたとおりの内容が規則に定めるところということになってくるかと思うんですが、その規則についてはどのような内容になる予定なのか、わかればお伺いをいたします。

続いて、第6条について、適用除外について載っておりますが、第3項の非常災害のために必要な緊急措置として行う開発行為ですとか、第4のその他土地の利用上支障がないと市長が認める開発行為ということについて、具体的にどういった行為に当たるのか例示をしていただいております。

また、第7条には、勧告をすることができるということになっておりますが、勧告に対して従わなかった場合にはどうなるのか、その従わない場合について、市としてどのような方法を考えているのかについてお伺いします。

以上、5点についてお伺いいたします。お願いします。

○経済建設部長（加藤清和君）

まず5条の意見聴取の許可申請を行う前の関係でございますが、これにつきましては、許可申請日までに地域の方々に説明がされていることが確認ができればいいというふうに思っておりますので、これは何日前ということじゃありませんので、それまでに整っておるという状況であります。

2番目に、周知や意見聴取については、施行規則の内容に周知等の状況報告書により、許可申請を行う前に地元代表者に説明をし、必要があれば説明会を開催すると、こういうことで地元からの意見が出た場合についてはどのような対応をするのか、周知等の状況報告書に記載をし、それに対し地域で確認をいただいたものを市へ提出をいただくと、こういうふうに考えております。

3番目に、規則で定められる内容につきましては、地域への周知のために条例第5条2項の規定による周知及び意見聴取の状況報告を、周知等の状況報告書の提出を施行規則で定めたいと、こういうふうに考えております。

続きまして、第6条の関係でございますが、第3項の非常災害のための必要な応急措置として行う開発行為等につきましては、応急仮設住宅や非常物資置き場など、こういうような関連の開発行為が考えられると。それと、第4項のその他の土地の利用上特に支障がないと市長が認める開発行為等につきましては、既存の住宅の建てかえや、工場等の同一事業者による同一用途での建てかえ、こういうことを想定しております。

続いて、第7条の勧告に従わなかった場合の罰則の関係につきましては、意見聴取等の状況報告がなかったり、虚偽の報告をされて地元とのトラブルが発生しないように勧告などの指導をした中で、今後状況を見た中でいろんな形での規則の変更等も行っていかなければならないと、このように考えております。

○18番（河合克平君）

この条例についても規則が主な状況として、規則でどれだけ縛れるのかということにかかってくるかと思うんですが、ちゃんと真面目な業者とってはいかんですけど、真面目にやっていたら問題ないと思うんですけども、何か問題がある業者がそのようなところになったときに、こういった開発をすとなったときに、どう市として規制をかけて地域住民の利益を守るのかということについては考えていかなければならないと思いますので、そういうことでは規則の規定について、またこれから考える、今検討中だということだから、よく検討していただければと思いますが、それとあわせて、例えば再質問なんですけど、具体的に今、佐屋のヨシヅヤの前で葬祭場が建設をされて今度オープンになりますけれども、こういった大きさのものまで、この開発行為ということに適用となるのかどうかについて、1点お伺いすると、あと、例えばリサイクル業者の先ほど条例から外れる部分があるかもしれないということなんですけど、1,000平方メートル以上の開発ということであればリサイクル業者等の保管設備についても、この報告の対象となるのかどうかお伺いいたします。

また、開発に当たって、今言った聴取をしたものについての報告をしてもらうということになっているんですが、それについて虚偽の報告があったときについては、いろいろな勧告を行う中で指導はしていくわけですが、またそれが聞き入れられなかった場合は、その開発を進めることについてストップをすることができるのか、市としてストップさせることができるのか、そういった権限があるものなのかどうかということについてお伺いいたしますのでお願いします。

○経済建設部長（加藤清和君）

先ほど一つの例として挙げさせていただいたものにつきましては、実質こういうものについては、面積の大きいものについては、県のほうの開発行為をするときにしっかりとそういう事前協議がされますので、そういう中で面積の大きいものは対応がされると。しかし、面積が小さいものについて、今回対象にしておりますのが1,000平米以上という前提がございますので、こういう中の県に上げないものについて、しっかりと市のほうで監視という言葉はあれですが、しっかりと見た中で指導をする必要のあるものについては対応したいと、このように考えております。

それと、リサイクル業者で1,000平米以上の対象というのは、先ほども吉川議員が言われた中で、やっぱりこの部分かなり難しいと思うんですよ。地目が農地の場合については農地転用等の申請がありますので、そういう申請の中でしっかりと指導はできると。しかし、地目が農地以外のものについて、ましてや建築が伴わないだとか、こういうものについて、なかなか制限をかけることが難しいだろうと。しかし、そういうような実態を把握した中で指導をしていきたいということ、当然窓口へ相談に来たときには、この規則をしっかりと業者のほうに案内したいと、このように考えております。

それと、報告で虚偽があった場合ということを考えまして、状況等の報告書の中に地域のほうで確認をもらおうと、こういうようなちょっと網をかけたいというふうに思っておりますので、地域の方々にそういうことで書いてあることが事実だと、こういうような確認をしていきたい

と、このように考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

それでは、順次、議案第67号について質問させていただきます。

今、先ほど規則の添付については副市長から説明がございましたが、議案に添付というのは無理かもしれないんですけども、今後、できているのであれば、議員が求めれば資料として提供いただけるということでもよろしいのか、確認のためにお伺いをしたいと思います。

それから、あと具体的な条例の運用について、先ほど説明会等、不適切な報告等があれば地域の確認をしていくようなお話があったかと思うんですけども、この説明会の実施の周知、先ほども廃棄物のほうで聞きましたけれども、あと日程を誰が決めるのか、場所は誰が決めるのか、そこら辺のところについて具体的にお伺いをしたいと思います。

それからあと、先ほども今リサイクルの施設の話とか、いろいろあったわけですけども、この1,000平米というのをすると、999平米とか998平米とか、そんな形の申請が出てきて悩ましい問題が出てくるということも考えられますが、そういった面について、これに準じた指導をされるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、結局は999平米で、こういった条例にかからないような開発をしておき、その後拡張をしたりとか、中身の業を変えたりとか、そういったことが出てくると、可能性があると思いますが、その辺についてはどのような対応をとられるのかお伺いをしたいと思います。以上です。

○経済建設部長（加藤清和君）

規則の添付の関係であります。これにつきましては、条例をつくりながら直前までいろいろな調整をするということで、添付についてはかなり困難な形になると思います。

続いて、説明会の実施の仕方については、地域への周知が目的という前提がありますので、開発行為等があれば必要な地域への説明会を指導するというので、実施の方法等については、地元からの要望により業者に指導をしないと、このように考えております。

それと施設の変更だとか拡張については、さまざまなケースが想定されますので、必要に応じた適切な対応ができるように、これについても規則の中でいろいろな方法というのか、実情に合った形の規則の変更等も対応したいと、このように考えております。先ほど議員が言われたように、拡張だとかいろんな問題もありますが、これについては既存の面積だとか、拡張される面積、こういう内容もしっかり説明を受けた中で、規則によって制限をかけられるものならということで、地域説明会前提の中でそういうような対応を考えていきたいと、このように思っております。

○副市長（鈴木 睦君）

規則の添付についてでございますけれども、先ほど来の質問にありましたように、今回は準備ができなかったということでもございまして、確実に準備ができれば、市長が承諾すれば添付

をできると思っております。

ただ、危惧するのは、9月議会において部設置条例にもありましたように、条例の審査ではなくて、規則の審査になりかねないということも危惧されますので、先ほども申し上げましたように、規則につきましては、市長の権限において制定できるものでありますので、規則の内容まで議会が意見をすることとなれば、市長の権限が本来より小さくなるということになりますので、その辺だけ御承知おき願いたいと思います。

○8番（吉川三津子君）

規則については、それぞれ言い分があるのかなと思いますが、ぜひそこら辺はもう一度議会と話し合いが必要かなと思っております。

あと、施設の中身の変更、それから拡張により1,000平米が以上になること、それから今まで私がかかわってきたのは999平米、お隣同士別の事業として申請し、これにひっかからないようにし、実態は一つの会社であるということ、そういったこの条例をすり抜けるようなテクニックというか、そういったものが出てくるかなということをととても心配をするわけです。多分、これは廃棄物処理の条例も同様だと思いますが、今後やはり環境課と建設部局との連携して、この条例のありようについては、しっかりと審議をしていく必要があると思います。その点について、市の見解を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

まず初めに面積的な問題ですが、これは既に部内の中でおいて、そういうようなこともあると、それをどうするんだと、こういうことも今協議はしております。ただ、1,000平米以上という前提でできておりますので、拡張だとか合わせてという部分については、今後ちょっと改善が必要かなと、このように考えております。

それと、今回条例を市民生活部と一緒にさせていただいたというのが、双方と一緒にこの条例を出して、少しでも地域にそういうようなことが周知できればと、こういうものが一番の目的で同時に条例を提出させていただきという経緯がありますので、議員が言われるように、もちろん関係部において、しっかりいろいろな調整は行いたいと、このように考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第3・議案第68号（質疑）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・議案第68号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第68号について質問いたします。

これはマイナンバーの利用についてであります。対象者は在宅の重度障害者、生活保護者、また学校の小・中学生、中国残留邦人でいいのか。何人見えるのか。また、どのように利用するのか。また、本人がマイナンバーを利用することがあるのか。また、利用したくない人は断れるのかについてお尋ねをいたします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

3点の御質問ですが、まず1点目の今回の改正につきましては、9月議会で制定されたこの条例でございます。そこの中での別表の中に議員の御質問の生活保護者とか、中国残留邦人の関係がございます。人数は御紹介してもよろしいですけれども、今回の一部改正の主なものとしては、特別障害者手当、障害児福祉手当、それから経過的福祉手当のものを加えさせていただいたものでございまして、それぞれの関係の人数は、本年11月1日現在の人数で特別障害者手当が48人、障害児福祉手当が29人、経過的福祉手当がお2人でございます。ちなみに御質問の生活保護者というのは、7月1日で179世帯229人、そのうち小・中学生が5人。中国残留邦人の関係ですけれども、該当者はございません。

2つ目のどのように利用するのかという御質問でございますが、利用につきましては特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給資格の認定の申請の際に申請者にマイナンバーを記載していただきまして、本条例の定める範囲内で個人情報とひもづけて利用させていただきます。

それから、3つ目の利用することはどうかというような質疑ですが、御本人が申請書に個人番号を記載することはあっても、御本人がこの個人番号自体を利用することはございません。以上でございます。

○20番（加藤敏彦君）

マイナンバーについては、このマイナンバーの管理、また情報の管理については非常に危惧され、裁判も起こされておるところであります。当事者がやっぱりマイナンバーは怖いからと、危険だからということで拒否された場合に、例えば書類に番号を書いてくださいということですが、書かない書類も受け取るのかどうかという点についてお尋ねいたします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

申請書に、マイナンバー制が交付されておりますので、記載はお願いするわけですが、記載のない場合でも申請を受理することにしております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第69号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・議案第69号：愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第69号ですが、特別職報酬等審議会、青少年問題協議会、都市計画審議会の庶務が廃止されておりますが、これは廃止だけで終わるのではなくて、その後があると思うんですけど、どこが担当していくのかについてお尋ねいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

特別職報酬等審議会につきましては人事課が担当いたします。青少年問題協議会につきましては生涯学習課、現在の社会教育課が担当をいたします。都市計画審議会につきましては都市計画課が担当をいたします。以上であります。

○20番（加藤敏彦君）

これは廃止という形で、新たに記載をどこかでしていくというんですけど、その点ももう少しお尋ねいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

今回の条例改正につきましては、組織、機構の見直しに伴い改正する必要があるからということで御提案をさせていただいております。今、先ほど議員申されました特別職報酬等審議会につきましては、現在は総務部の人事課が担当しておりますが、4月1日からは企画政策部の人事課という形になりますので、今回法制執務上、条例のほうにはこういった庶務がどこかということは記載をしません、それぞれどこが担当するということは内部でもう決定してございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第70号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第70号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、愛西市議会の議員その他の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

かなりたくさんの変更ということになりますが、この表について並び順が変わったために、非常にどれとどれがというのが整合しづらくなるんですが、この並び順が変わった理由についてお伺いをいたしたいと思います。

また、今回の改正について、共済年金から厚生年金へということにかかわることとして出たということなんですが、補償内容について縮小、または拡大ということがあるのかどうかお伺いいたします。お願いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

表の並び順につきましては国の改正どおりでございまして、確認をいたしましたところ、該当者の多い順に並びかえたということでございます。

また、補償内容についてでございますが、現在、愛西市において具体的な対象事例もございませんで、さまざまなケースがございまして、一概に縮小、拡大という判断はできませんが、基本的には年金制度一元化に伴う不利益が生じないように調整されていると認識をしております。以上でございます。

○18番（河合克平君）

わかりました。並び順については利用がされやすいものからということになっているということなんですが、済みません、ちょっと見た表がたくさんあり過ぎて全部をチェックできていないんですが、念のために最後の質問なんですが、並び順は変わっても、この係数が変更されているものがあるかどうかについてだけお伺いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

今回の一部改正につきましては、国の地方公務員災害補償法施行令の改正に従って行っておりますので、細かい内容につきましてはこの法律どおりでございますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第71号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第71号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

愛西市税条例等の一部改正についてということでお伺いいたします。

この内容については、真野議員の一般質問においても、いろいろと関連をして質問をさせていただいたところでありますが、1点だけ、条例の中で第8条の部分で、財産状況その他の事情から合理的かつ妥当なものに分割納付というふうに書かれております。納付者については、財産状況は当然いろいろとあると思いますが、その他の事情というのもいろいろとあると思うんですが、それらについて考慮しながら分割納付をするということを考えていくという内容になっているかと思うんですが、その特殊な事情というのは、具体的にどういった事情が含まれるものになるのでしょうか。具体的に幾つか上げていただければとお願いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

あと、2点目として、現在でも窓口において納付相談を行っている、また職権においてそういった徴収の猶予、換価の猶予等は今まで認めてきている部分もあるということは一般質問の中でも明らかにはなってきたんですが、今後においては、窓口においての納付相談について、今まで行ってきたことと、これから行うものについて違いがあるのか、違いがあればどんなことになるのか、その点についてお伺いいたします。お願いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

納税者の事業形態によりまして、定期的な収入確保ではなく、一定期間経過後でない収入確保が見込めない場合、例えば受注生産による完成後に一括精算だとか、あるいはお米の生産等で育苗期間から収穫まで相当期間を有し、その間は収入が見込めない場合、そういったことが事例としては考えられますので、そういった場合は当然のことながら考慮をする必要があると認識をしております。

それと窓口での相談でございしますが、個々の事情に即した法令等に基づく適切な対応を行う姿勢に変わりはありません。今後も法的猶予制度に該当すると考えられる場合は、御案内をさせていただきまして、納税者の状況に応じた適切な支援に努めていきたいと考えております。以上です。

○18番（河合克平君）

再質問ですが、そういった窓口でのことを引き続きやっていくということなんですが、税務課だけではなく、今後のあり方についての御質問なんですが、税務課や収納課だけではなく、市民生活部ですとか民生部、学校教育課、市長部局などと連携をして窓口相談においても広く、例えば徴収の猶予をすれば延滞金が安くなりますし、換価の猶予をすればそれまた延滞税が安くなると、利率が安くなるということがありますので、納付者にとっては有利な制度でもあるということになりますので、そういったことをさまざまな相談の窓口の中で、特に今ちょっと大変なんだわねというような話があったときに、こういうこともありますよというような説明ができるような職員への教育等も含めて、また納付書を送るときに同封をすとか、そういった広く市民の人たちが知られるような状況というのは、これからつくっていくべきではないかと考えるわけですが、その点について最後お伺いいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

税につきましては、個人情報守秘義務に当たっておりますので、他課と連携するということは考えてございませんが、そういった相談内容につきましては、それぞれいろんな課と連携をしながら対応をしていきたいと考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

議案第71号について、1点ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

河合議員からは市民の立場から立った質問だったと思いますが、私は市の税収増のという視点からお伺いをしたいと思いますが、この徴収猶予等で、この効果等をどのように予測しているのかお伺いをしたいと思います。

○総務部長（飯谷幸良君）

今回、徴収猶予の効果ということでございますが、申請による換価猶予の対象につきましては、平成28年4月1日以降納期が到来する市税を対象としておりまして、猶予制度の該当件数につきましては把握することができません。効果の予測につきましては、法的猶予制度が認められることにより、猶予期間中の延滞金の一部免除など、納税者の負担軽減につながるということは認識をしております。以上です。

○8番（吉川三津子君）

全国的に税が払えない問題というのはさまざま起きているわけですが、新しいこの制度が導入されても解決しない問題というのはかなりあるのではないかなというふうに思っています。例えば遠方に在住している所有者で納税しないのか、できないのかわかりませんが、そんな事例とか、空き家の所有者がいろいろ相続の関係で特定できずに納税ができない事例とか、全国でふえつつあります。例えば、もう1つ言えば、抵当に入って誰が所有なのか不明になってしまうような事例もあるわけですが、愛西市においてこのような事例が起きているのか、またそれについて何らかの対策をとりつつあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（飯谷幸良君）

今回の改正で納税者個々の実情を考慮した納税緩和措置が適用できることとなりますが、やはり議員がおっしゃられたように、全ての方が対象になるということは難しいと認識をしております。

空き家の所有者で特定ができず納税ができていない事例ということでございますが、11月20日現在で7件ございます。今後の対応策ということでございますが、所有者が特定できず放置状態の固定資産税の場合は、死亡者管理により相続人を把握いたしまして、納税義務者の特定に努めたいと考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとります。再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第72号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第72号：愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、質問を行います。

議案第72号に関しては、先ほどの条例と同じように、マイナンバーに関して提案が出されています。先ほどの加藤議員の質問の中でもありましたが、最初の質問として、個人番号を記載した申請書を市長に提出しなければならないとなっていますが、個人番号を記載しない場合は申請を受け付けないのかということで質問を出しましたが、先ほどの再質問への答弁の中で、記載しない場合でも申請を受け付けるということでしたので、それはそれでいいと思います。

ただ、問題は、番号を書かなかった場合に何らかの不利益があってはならないと思いますので、その点について質問をしたいと思います。

それから、これも含めたいいわゆるマイナンバーに関しては、通知カードが今郵送をされています。ただ、新聞報道とか、さまざまなメディアの報道の中でも、返ってくるものが非常に多いとか、またそういうことになれば、やはり手元に届かない方もかなりいるのではないのかということにもなりますので、やはりカードがなければ、住民票とかでやれば後で調べることはできますが、ただやはり通知カードを出すというのが前提になっていますので、やはり通知カードが手元に必要ですけれども、現在、通知カードの送付が行われていますが、市民に正確に送られているのか、送付の状況や受け取りの状況なども伺いたいと思いますので、答弁をお願いします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

まず私のほうからは、第1点目の受理はするというお答えを先ほどの加藤議員に答えたのと同じでございますが、記載しない場合の不利益があるかというお尋ねでございますが、不利益については制度上ございません。

ただ、マイナンバー記載によりまして情報連携がとれるという行政上のメリットがございますので、記載についてお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○市民生活部長（永田和美君）**

通知カードの送付状況及び受け取り状況でございますが、個人番号を記載しました通知カードにつきましては、世帯単位で世帯主宛てに簡易書留で配達されております。したがって、正確で送られているというふうに考えておるところでございます。

現状でございますが、愛西市内におきまして11月23日から配達が始まっておりまして、12月6日で初回の配達は完了しております。12月4日現在で市民課のほうに戻ってきておりますのが、628通戻ってきておるという状況でございます。

**○19番（真野和久君）**

申請書への番号記載がない場合でも不利益がないということですので、それはしっかりとそういう形で対応していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの送付状況に関してですけれども、628通戻ってきているということですが、今後もそれに対してどういう対応をするのかについて、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

通知カードにつきまして、今後ですけれども、市民課、各総合支所までとりに来ていただくよう案内文書を送付しているところでございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、質問をいたします。

この条例について、今、加藤議員、真野議員の話の中で、私も聞きたかった内容については、受理されるのかということについては受理されるということでしたし、不利益があるのかということについては不利益はないということで御回答いただいたんですが、あと不利益に直接なるかどうかということはあるんですが、お聞きしたいのは、手続が遅延するかということですね、一つは。それによって手続がおくってしまうのかどうかということについて、1点お伺いしたいのと、あとそれぞれの窓口において、説明ですね、どうしても書いてもらわないと困りますという説明なのか、本人さんが、住民さんが、窓口に来た住民さんの言われるままにするのか、その対応についてはどうなのかということについてお伺いいたします、お願いします。

**○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）**

1点目の手続の遅延の関係でございますが、マイナンバーの記載がないことを理由とした手続の遅延はないようにしたいと思っております。受け付けについては、本庁舎、支所の窓口でもこれまでの申請と同じ扱いになるというふうに思っております。

それから、記載がない場合の必要かということでございますが、特に罰則はございませんので、協力をお願いするという姿勢でおりますので、よろしくお伺いいたします。

**○18番（河合克平君）**

市民の方としては、僕のところに実際入ってくるのは、僕の知っておる人だけでも年金機構で番号が漏れ出したという人が2人も、そういう話も入っているぐらいで、市民の人としては、

自分の番号をどういふところであろうとほかのところに伝えるというのには非常に不安になるといふところだと思ひますので、そういったことでは窓口の対応というのには慎重にさせていただきたいと思ひますが、先ほど協力をお願いするといふのは、お願いをしますといふ程度なのか、どうしてもお願いしますといふ程度なのか、その辺についてお伺ひします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

法律が施行されておりますので、強く協力をお願いしたいという姿勢ではありますけれども、先ほど言いましたように罰則はございませんので、よろしくお祈ひします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第73号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第73号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従ひ、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

それでは、コミュニティセンターの指定管理者の指定についてお伺ひをいたします。

こちらの指定管理の中の審査意見の中で、今後の管理運営体制についての記載があります。今後の管理運営体制については、管理人の複数化による交代制の整備ですとか、防災体制の早期確立、自主事業の拡大、若い世代の管理運営体制への参加を念頭に入れて実施されるということになっておりますが、それについて独自にコミュニティセンターを統一していかないかということだと思ひますが、市としてそれらのことについて何らかの支援をしていくことが必要かと思ひますが、そういったことを考えているかどうかについてお伺ひします。

○企画部長（佐藤信男君）

具体的に管理人が複数人で交代制の整備等について、例えば人材が見つからない場合は、人材発掘のほうをサポートしたい、こういうように考えております。

また、防災体制の早期確立につきましては、提出された市江地区のコミュニティセンターの管理運営事業に関する計画書に記載されている緊急時対策が着実に実行できるように、組織体制づくりとか、その体制に沿った防災訓練等の支援をしていきたいと、こういうように考えております。

また、自主事業の拡大につきましては、他地区の事例等も紹介しながら、相談に乗っていきたい。

また、若い世代の管理運営体制への参加につきましては、自主事業の拡大とも関連しますが、

若い世代が興味を示すような事業を展開してコミュニティセンターを利用してもらい、施設の重要性を認識していただき、積極的に関与していただく、こんなようなふうを考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

議案第73号について、数点お伺いをいたしたいと思います。

指定管理者の市江小学校区コミュニティー推進協議会について、構成員を含めて団体について御説明をいただきたいと思います。

そして次に、他のコミュニティーの指定管理者と役割や仕事の内容の違いがあるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、今回、市江小学校区コミュニティー推進協議会ということで、ここには西保町も含まれるわけですね。でも、西保には防災コミュニティセンターがあるわけで、この西保防災コミュニティセンターとの関係はどうなるのか、西保町の方々はこの2つのコミュニティーに参加することになってしまわないのか、その点についてお伺いをいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

まず市江コミュニティーの構成員を含めてというようなことの御答弁をさせていただきます。

まず市江小学校のコミュニティー推進協議会は、東保町、西條町、東條町、本部田町及び西保町の5つで組織されています。このコミュニティー推進協議会は、昭和59年6月に設立されており、今年まで31年間の活動実績があります。運営体制も規約でしっかりと位置づけられており、特に活動を実践する体制として、調査広報部会、文化部会、体育部会、環境衛生部会及び交通防火防犯部会の運営部会で組織され、会長・副会長からの指示を着実に実行し、また逆に会長・副会長をしっかりサポートできる体制になっております。

市江小学校のコミュニティー推進協議会の団体の理念としまして、住みよいまちづくりのため、住民の自主的なコミュニティー活動を通じ、新しい連帯感を育て、自治意識の高揚を図ることとしていますので、愛西市では自治基本条例が施行された中で、このような地域住民の連帯感を醸成する団体は大変大事であると、こういうように考えております。

次に、他のコミュニティーとの違いはというようなことでございますが、役割や仕事の内容の違いにつきましては、市内には指定管理者となっているコミュニティー推進協議会は、佐織地区で5つあります。役割や仕事の内容につきましては、基本的に今回の市江小学校コミュニティー推進協議会と同様に、コミュニティー活動を通じ、地域の連帯感を育て、自治意識の高揚を図り、その活動の拠点となるコミュニティセンターを運営管理することでございます。

それから、3点目の西保地区に防災コミュニティセンターがあるがというようなことでございますが、市江小学校区コミュニティーの推進協議会の構成エリアの中に西保町が入っておりますと。その西保町の中に西保地区の防災コミュニティセンターがあるわけでございますが、

こちらの西保地区の防災コミュニティセンター運営協議会が指定管理者となって管理運営をしていますと。こちらの指定管理の関係につきましては、防災の拠点であると、こんなようなふうの位置づけを考えておりました、西保町内の各自主防災会を集めた合同訓練、そういったものを今後も検討して、施設を活用した災害等の助け合いの精神の醸成を図っていききたいと、こんなようなことを考えております。以上です。

○8番（吉川三津子君）

西保の防災コミュニティの仕様書等を見せていただくと、ほかのコミュニティセンターとは違って、貸し館に特化したセンターという位置づけになっていて、西保のコミュニティはほかのものと違うのか、その辺について1点説明していただきたいのと、先ほど、市江小学校区コミュニティにやはり緊急時対策、そして防災の活動の支援をされていくということでしたが、やはり西保町の方は西保の防災コミュニティのほうに避難をされて、独自でやはり何らかの形というのをつくっていく必要もあるのではないかと思います、そういった課題が今明らかになってきたなということを思うわけですが、その辺の課題についての認識、どのようにお持ちなのかをお伺いいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

先ほども答弁させていただきましたけれど、西保地区の防災コミュニティセンター運営協議会は指定管理となっていて、その管理運営を主にしておられます。実際のあれは管理運営、施設の管理とか貸し館業務、そういったものを行っております。

2点目の防災の拠点ということで、西保町地内の各自主防災会を、そちらのほうで合同訓練等を、実際にことしも自主防災会のほうを開催させていただいております。これからはこういった西保地区だけでも非常時に備えた訓練、そういったものを開催していけるといいのかなと、こんなようなふうを考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第74号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第74号についてお尋ねをいたします。

1つには、スポーツ施設の指定管理で、市民からの苦情や要望はどうであったか。

それから、指定管理の費用面での効果はどうであったのか。

それから、費用面で市として財源を有効活用していくという面がありますが、逆にワーキングプア問題が起きていないのかについてお尋ねをいたします。

それから、収益事業はどのように行っているのか。

あと、佐屋プールが利用できない状態であるけれども、対象施設に入っているのはなぜか。

それから、学校プールの開放が今年度行われましたが、学校プールの施設が入っていないのはなぜか。

それから、親水公園ですけれども、新しく整備する施設、今後対象になるのではないかとありますが、どのような施設がつくられるのか。

以上、お尋ねをいたします。

### ○教育部長（石黒貞明君）

まず1点目の御答弁をさせていただきます。

現状の対応といたしましては、苦情等があれば、その都度指定管理者から市に報告があり、迅速に対応し、そして毎月行われます連絡調整会議にて検証し、苦情の再発がないよう努めております。要望につきましては、その都度連携を図り対応をしております。また、年2回行われます利用者モニタリングにおきまして意見を伺い、対応可能な案件は対応をさせていただいております。

次に、費用面の効果でございますけれども、現状の人員配置等に市職員の管理職以下の教育委員会の給与ベースと比較して約3,600万円の、経費としては削減効果があります。

費用面でのワーキングプアの問題でございますが、これにつきましては、雇用は指定管理者が行っておりますので、非正規職員を含む全職員につきまして、最低賃金以上の雇用契約を実施しており、社会保険等に加入をしております。

次に、収益事業につきましては、スポーツ講座を初めとし、自販機の設置等を行っております。

次に、佐屋プールの関係でございます。佐屋プールが対象になっておりますのは、佐屋プールの事務所は佐屋総合運動場の管理棟としても使用しております。管理人が常駐しております。これは防犯上及び安全上の観点からも管理棟の維持管理業務が必要であるということでございます。

次に、学校プールの開放施設が入っていないのはということでございますけれども、年間を通じまして、学校のプールの施設の管理は学校もしくは学校教育課の管轄になりますので、施設の管理業務の対象とはしておりません。ただし、学校プール開放の管理業務を行うことは仕様書の中で明記してございますので、よろしくお尋ねをいたします。

次に、親水公園に関することでございますけれども、施設につきましては今後対象になるかでございますが、新たにスポーツ施設として整備されれば指定管理者との年度協定において整理し、対応したいと思っております。どんな施設かは現在検討中でございますので、よろしくお尋ねをいたします。

## ○20番（加藤敏彦君）

今御答弁いただきましたが、もう少し詳しくお尋ねをいたします。

ワーキングプアの問題ですけれども、年収200万円を下回る方が1,000万を超えるということが社会的な問題になって、そのことが少子化の問題とか、社会的な不安の問題とかにつながっていると思いますけれども、この指定管理者の従業員数、また正規の人の人数はどうでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、指定管理者の従業員の平均年収は幾らになるのか、お尋ねをいたします。

また、指定管理者がワーキングプア、先ほど、市が直営でやった場合と比べて3,600万削減になっているということは、それだけいろんな部分で経費節減をされておりますが、特に人件費の部分の削減がされるとワーキングプアの温床になっているというふうに考えますが、その点について市としてはどのように考えられますか。

それから、ワーキングプア問題を解決する上で、公契約条例で、従業員の方の労働条件について市が指定管理をするときに条件づけをするという方法がありますが、これについてどのように考えられるのか。

それから、親水公園に新しく整備する施設ですけれども、いつまでに施設の整備が明らかになるのか、お尋ねいたします。

## ○教育部長（石黒貞明君）

従業員数につきましては46名でございます。そのうち正規従業員につきましては10名でございます。また、学校体育施設開放職員につきましては22名お見えになりまして、これにつきましてはシルバー人材センターと業務委託をしておりますので、よろしく願いをいたします。

正規従業員の方の平均年収につきましては、平成26年度ベースでございますが、271万2,579円で、これには社会保険料、年金等も全て含むものでございます。

そして、ワーキングプアの温床ということでございますけれども、雇用は指定管理者が行っており、指定管理者における正規従業員及び非正規従業員の雇用契約につきましては1年毎の更新としており、指定管理期間の5年間は雇用を約束しております。雇用期間中は最低賃金以上の雇用契約を実施しております。仮に受託者が変更となったといたしましても、現在の共同体においては従業員の次の雇用先を充てるとした基本方針は持っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、公契約条例でございますが、市では条例は制定されておきませんが、指定管理者は労働基準法に従い、就業規則、給与規則など必要事項を定めておりますので、適切な雇用がされていると考えております。以上でございます。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

親水公園の新しい施設の関係でございますが、これにつきましては、指定管理者が四半期ごとに行っているアンケート調査等も参考にし、現在実施設計を委託発注しており、利用者が多く競技が盛んなスポーツ施設として検討して、整備を考えたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、1点ほど質問させていただきます。

今回多くの指定管理が出ておるんですけど、指定管理の選定委員、5人ほど選ばれてみえるんですが、この選定委員をどのように選ばれたか、御回答をお願いします。

○教育部長（石黒貞明君）

委員の選定につきましては、担当課の案について市の指定管理者制度調整会議で検討、承認していただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

○2番（山岡幹雄君）

今、御回答ですと、職員が選ばれたような感じですけど、ただ、5年前に選定委員さんの名簿をちょっといただいたんですが、今回、5年前と同じ方がお1人だけです。それで、実際、今回、2回開催されて、いろいろ御協議をされているんですが、5年間の実績ですね、どのように説明されたかどうかわかりませんが、なぜ今回この5年前の方、1人だけなのか、ちょっとその辺を説明をよろしくをお願いします。

○教育部長（石黒貞明君）

愛西市のスポーツ施設等の指定管理者制度でございますけれども、年間の指定管理料が高額であることはもとより、5年間という長期間と10施設という広域にわたっての管理運営となります。指定される管理者の能力を慎重に判断する必要があると考えております。

そして、施設利用者も、これまで利用された方と新たに利用される方といった利用者側の世代間の代謝も伺えます。

また、利用者からの要望を初め、施設利用において事故・事件に対応する策も、年々多岐にわたってさまざまな対応が求められます。

そういった背景からも、指定管理者を選定する側の判断も、従来の観点からではなく、新たな見直しが必要不可欠と考えて委員を選任しましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

議案第74号について、数点質問をさせていただきます。

指定管理者制度も全国的に年数を重ねて、いろんな自治体が指定管理者制度のあるべき姿について協議を始めているわけですが、やっぱり軽微な修繕は指定管理者の責任で、大きな修繕は市の責任ということで分かれていることによって、軽微な修繕を怠り大きな修繕につながるという問題がかなり起きてるように思います。その点について、軽微な修繕が適切に行われているのか、その点についてお聞きいたします。

それからあと、こういった指定管理者が急に業務につけないということになってはならない

わけで、本社の経営状況のチェックということも、指定管理者制度では大変重要な市のチェックの役割ではないかと思いますが、会社本体の経営状況についてはどのように確認をしているのか、教えていただきたいと思います。

それから、スポーツ施設では愛西市民の方も就労をされていると聞いておりますけれども、市民の就労効果についてお伺いをしたいと思います。

あと、先ほども自主事業の収益というお話が出ましたが、具体的に収益はどういうふうに推移しているのか、御説明をいただきたいと思います。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

軽微な修繕は適切に行われているかでございますけれども、適宜、指定管理者で遅延することなく対応しており、修繕箇所、修繕費用につきましては毎月の市と指定管理者で行うモニタリング連絡調整会議において報告され、確認をしております。また、100万円以下の修繕につきましては指定管理者が行い、100万円以上の修繕につきましては市が行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、会社本体の経営状況でございますが、年2回行います実績評価委員会で事業決算報告書の提出を義務づけており、貸借対照表、損益計算書等の確認を行っております。今回の公募におきましても、必要書類を提出してもらいまして、確認をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、就労効果でございます。

体育館・運動場の職員、先ほども加藤議員のときに御答弁申し上げましたが、46名お見えになります。そのうち25名が愛西市民を雇用しております。また、学校体育施設開放には、先ほども御答弁申し上げたとおり、シルバー人材センターと業務委託をされており、職員22名が愛西市民の雇用となっております。合計で、全職員68名中、47名が愛西市民となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、事業収益の推移でございます。

自主事業といたしまして、スポーツ講座、自販機等の設置を実施しております。指定管理導入時の平成23年度では約82万円、平成24年度で約837万円、平成25年度で913万円、平成26年度で約991万円となります。以上でございます。

#### ○8番（吉川三津子君）

先ほど、軽微な修繕のモニタリング等されているということですが、軽微な修繕に係る費用と、それから大規模な修繕に係る費用の推移を見ながら適切であるという判断もされているのか、1点確認をさせていただきたいと思います。

それからもう1つ、ちょっと言いにくいことですが、かなりこういった報告書が出されて、本体の会社の経営状況の資料も出されるわけですが、そういったものが出されるだけで、中身のチェックがなかなかできていない事例もかなりふえております。そういったところも細かくチェックできているのか、確認のためにお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、就労の効果について、先ほど人数の御報告がありました。この就労効果

について、全体の人件費があると思いますが、そのうち愛西市民に占める金額割合がわかれば教えていただきたいと思います。以上です。

○教育部長（石黒貞明君）

大規模修繕につきましては、市が予算措置を図り、実施しております。昨年度、平成26年度につきましては、佐屋スポーツセンター改修工事を初め、指定管理者制度をマドウにした平成27年度から7件行っております。対象となる大規模修繕のチェックにつきましては、現状は経年劣化によるものと指定管理者で施設状況を把握しており、市の財政状況と照らし合わせながら対応しております。

それと、中身のチェックということでございますけれども、今回の選定におきましても税理士さんが入っていただいておりますので、財務調査については専門の目から確認していただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、先ほどの従業員の方の愛西市の方ということでございますけれども、済みません、愛西市のみではちょっと把握できませんので、人件費の全体ということで御答弁申し上げたいと思います。平成26年度の実績で申し上げますと、指定管理総事業におきましては約1億6,000万でございます。そのうち人件費が占める金額でございますけれども、約6,600万円ということで、割合としましては約41%程度ではないかというふうに思っております。そして、その人件費の内訳でございますけれども、正規従業員の方につきましては人件費割合は約43%ということで、非正規従業員につきましては57%ということになりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、7番・石崎たか子議員、どうぞ。

○7番（石崎たか子君）

議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、先ほどもちょっと質問があったのですが、愛西市佐屋プールでございますが、御答弁では愛西市佐屋総合運動場の管理棟としてということの御答弁でございましたが、それならばこのプールは運動場のところに及びということにすればよかったのではないかと思います。この佐屋プールにつきましては、アンケートの折にもう廃止になるような声を聞いておりましたが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の管理になるわけでございますが、今、佐屋プールについてはどんな審議がされているのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

佐屋プールにつきましては、以前も議会で御答弁させていただいたと思いますけれども、取り壊しを含め、防犯上の観点からも適切に対応してまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（石崎たか子君）

今、取り壊しということでおっしゃいましたが、でも5年間のうちにはやられないということと受けてめてよろしいでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

内部で協議させていただきたいと思っておりますので、今の時点では決まっておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第75号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第75号：愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

議案第75号の市障害者就労支援施設の指定管理者の指定についてと、それから76号の立田社会福祉会館の指定管理者の指定についてもそうですので、両方とも一緒に質問したいと思いますが、指定管理に関しては、コミュニティセンターの指定管理に関するやり方とか、今のスポーツ施設に関するやり方とか、さまざま管理人の選定の仕方がいろいろあるわけですが、当然その中で就労支援施設と社会福祉会館のそれぞれに関しての選定の仕方に関してどういうふうなのかについて、というのは競合とかが書いていないので、なかったのか、あるいは競合というのを想定せずに指定管理をしたのかについて、お尋ねをしたいと思います。

というのも、さまざまな指定管理が上程をされますが、やはり指定管理の選定のやり方とか、それからそうしたところでの例えば競合のあり方とか、そうしたものも含めた中身が、当然出す部署が違うので、様式が大分違うんじゃないかというのはあって、そういう点をできれば統一することを含めて、わかりやすいように出させていただきたいというのがありますので、ちょっとぜひともその点、お尋ねをしたいと思います。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

76号もあわせてという、同じ答弁になると思えますけれども、競合がなかったのかという御質問でございますが、非公募で競合はございませんでした。

なぜかと申しますと、障害者就労支援施設、立田社会福祉会館もそうですが、障害者の就労支援施設につきましては、就労継続支援のB型でございますので、対象は障害者ということになります。安定的な作業、訓練環境を確保する上で、これまで支援をしてきたスタッフとの信頼関係や人間関係が非常に重要であると考えております。特に障害者利用者と指導員とのコミュニケーションを考えると、委託業者がかわるという環境の変化を避けることが非常に大切だと考えると思われますので、非公募とさせていただきました。

○企画部長（佐藤信男君）

それぞれの指定管理者制度に関する書類の様式のというようなお話でございますが、ちょっと我々のほうの検討課題というふうで捉えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

これは一緒に質問していいのかわかりませんが、議案第75号の愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定についてということをお聞きさせていただきます。

先ほどのスポーツ施設と一緒に、今回、5人の方が選定委員という形で選ばれています。この5人の方の選定委員をどのように行ったか、お尋ねいたします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

選定委員の選定につきましては、先ほどのスポーツ施設と同じでございますが、担当は違いますが、担当課のほうから案を出しまして、指定管理者制度の調整会議に諮って、決定をいただいております。

4人の選定でございますけれども、5年前とはかわっておりますが、今回については、大学の准教授、税理士さん、それから愛西市の心身障害児（者）保護者会の会長と、愛西市の人権擁護委員会の会長さん、それから社会福祉士の合計5人になっております。前回5年前とかわっているのは、そのうちの4名がかわっておりまして、1名だけが同一になっております。

○2番（山岡幹雄君）

今、再質問までちょっと答えられたもので、どういうふうを選定したかということをお聞きしたかった内容で、今4人はこういうふうだと、お1人だけが5年前と一緒にということで、質問しない方のことを答えられたもので、何を今度再質問していいか。

それで、実際、今言われたように、5年間の実績をお1人の方はわかってみえるという形で、それでこの選定委員会について若干、これは非公開だと思うんですが、公開はできないか、その点ちょっと御回答をお願いします。

○企画部長（佐藤信男君）

指定管理者制度の調整会議の内容の公開をというお話でございますが、基本的にこういった委員の選定の判断につきましては、できるだけ従来の観点からではなく、新たな見直しが必要だと、こんなような判断のもとで進めさせていただいておりますが、先ほど議員の御質問にありました公開・非公開に関しましては、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

議案75号について、2点質問させていただきます。

指定管理者の業者を判断するというのは、議会として大変重要な役割であります。その中で、やはりわかりやすい情報提供というものが望まれるわけなんですけれども、スポーツ施設の指定管理理由については大変詳しく、よいところも悪いところも含めて、選定の理由が書かれています。しかし、こちらの議案75号の障害者就労支援施設については、大変簡単で、どんな議論があったのかよくわかりませんので、課題や今までの成果について、選定委員会の中でどのような議論があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどから指定管理者制度における軽微な修繕と大規模修繕の関係について質問させていただいておりますが、こちらの軽微な修繕が適切に行われているのか、その点どのようにチェックしているのかをお伺いいたします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

先ほどは失礼しました。

今、吉川議員の御質問でございますが、選定理由です。75号の議案に参考資料でつけさせていただきました選定理由が、スポーツ施設に比べて希薄といいますか、少ないなんていう御指摘でございますけれども、選定委員会の中で議論があったかというお尋ねですが、議論はございませんでした。選定委員さんには事前に資料を配付して、候補者の考えを十分に書類審査をしていただきまして、選定委員会においてプレゼンテーションをやって、そのヒアリングを十分に質疑応答がされました。選定委員会の中ではされました。それによって、評価の項目がありますけれども、それぞれの委員さんが評価点をつけられて、資料にもございますが、合格点をとられたということになっておりますので、委員会としての議論はございませんでしたので、よろしく申し上げます。

ただ、選定理由についてのかさが少ないというようなお話は今後の検討課題とさせていただきますので、選定委員さんとの調整の中で、もう少し詳しくまとめられるようにしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、修繕の話ですけれども、軽微な修繕はやっていただくように話をしておりますので、担当者のほうも見に行っておりますので、適切になされていると考えておりますので、よろしく申し上げます。

○8番（吉川三津子君）

今答弁を聞いて正直ちょっとびっくりをしたんですが、指定管理者制度において、やはり議論の中で課題が見つかり、よいところも見つかりというところで、それが次の指定管理者の仕事の改善につながっていくわけで、個々が点数をつけてそれで決まってしまうという仕組みはかなり問題ではないかと、今聞いてちょっとびっくりをしたんですが、福祉部においては全てこういった方法でされていて、委員間の議論等はされていないのか、課題についてそういった出し合うようなことはされていないのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、あとは軽微な修繕について、部長はされていると思いますということですが、具体的にやはりチェックの仕組みをつくっていかないと、軽微な修繕を怠って、それが市が負担する大規模な修繕、少しでも指定管理者は小さな修繕をせずして利益を上げたいという

のが常であろうと思うんですね。それをやはり市の責任である大規模な修繕に導くというところで、市がかえって大きな支出をしなければならないという事態になるわけですので、この辺の軽微な修繕について何らかの方法が施されているのか、感情的なものではなく、手法として何かあるのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

選定の議論はというようなことですが、先ほど申し上げましたように、結果のよしあしについての議論はございませんでした。ただ、繰り返しになりますけれども、候補者を選ぶに当たって質疑応答は活発にされておりましたので、選定の項目に従った各委員さんの質疑応答はされたということですので、よろしくお願ひしたいと思います。御指摘の件については、今後課題とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それから、修繕の関係ですけれども、具体的に言いますと、10万以下の修繕については指定管理者で行うということにしております。現状はそうでございますが、平成26年度の実績で、実際には指定管理者のほうで修繕を行ったのは129万9,543円の決算をもらっておりますので、指定管理者のほうで適切な維持管理修繕がされていると思っております。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第76号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第76号：愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

先ほど一緒に聞いたので、基本的に同じですが、競合がなかったのかという話ですが、福祉部長のほうから非公募という話があって、これもそうなのかについてお尋ねをしたいのと、様式等について、今吉川議員の中でもありましたが、やはりさまざまな意見とかというのは重要なことだと思いますので、ぜひとも、先ほど検討したいという話でありましたが、企画のほうで様式等を、そうした中身の問題を含めて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

競合については、先ほどの障害者就労支援施設と同じく、非公募で競合はございませんでした。理由についても同様でございます。

それから、選定の結果の様式についても検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく

お願いします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

私も、今回、第76号、愛西市立田社会福祉会館の指定管理者について、先ほどと同一の質問でございますので、御回答いただきましたので、それで結構でございますので、質問は控えさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

議案76号について質問いたします。

先ほどと同じ質問でございますが、今、選定委員会の中で、75号については、議論をするようなことはなくて、質問等は活発にあったというお話でございました。こちらについては、具体的にQアンドAですね、質問等どのようなものが出て問題になったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどと同様に、軽微な修繕については、具体的に適正かどうかというのは金額で見るとしかできていなくて、何らかのチェック的な手法は取り入れられていないのか、こちらについても同様、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

選定理由の関係については、同様の理由でございます。

ただ、内容につきましては、プレゼンテーションを行った際のヒアリングで、具体的に言いますと、委託等の契約で業者の見直しを行った事例があるのかという御質問とか、地域福祉の広がり の拠点として具体的にどういったものを考えているのかとか、どんな苦情があつてどのように対応しているのかとか、それから今後の施設の開放やより利用しやすい施設プランはあるのかというようなことが、委員さんからの御質問がありまして、回答をいただいております。

それから、軽微な修繕の関係、チェック体制については明確に定めておりませんが、これについても10万円以下の軽微な修繕については、指定管理者との協定書の中で管理者のほう がやるということになっておりますが、26年度については14万400円の実績がありましたので、適切に行われているという判断をしております。

○8番（吉川三津子君）

軽微な修繕という問題は公共施設の老朽化の問題にもつながるということで、以前議会でも、チェックシートを使いながら、1カ月置き、2カ月置きにこういった屋根のチェックとか、水道の部分のチェックとか、そういったチェックシートをつくってはどうかということ を提案したことがあります。そういったことへの取り組みですね、指定管理者に報告書と一緒に、水道部分大丈夫です、屋根大丈夫です、とい大丈夫ですみたいな、そんなチェックシートをつくる、そんな取り組みなんかもされているところがありますが、こういった軽微な修繕のチェッ

クということで、今まで担当部署としてチェックの仕方について議論されたことがあるのか、お伺いをします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

チェックシートという形ではございませんが、そういったもので対応していきたいと思っていますけれども、ただ公共施設の管理計画の関係、ほかの公共施設の関係もありますので、そちらの部局との調整をしながらやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第77号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第77号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第77号について質問いたします。

1つは、株式会社スターというのが団体として出ておりますが、どのような実績があるのでしょうか。

それから、市民からの苦情、要望はどうだったでしょうか。

指定管理の費用面での効果はどうだったでしょうか。

先ほどもお尋ねいたしました、費用面でのワーキングプア問題、非正規労働、正規の人数とか収入の問題などをお尋ねいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目のスターの実績でございますが、株式会社スターは、常滑市市営の火葬場とか、知多中部広域事務組合半田斎場で火葬業務の実績がある事業者でございます。

次に、苦情、要望の件でございますけれども、苦情、要望は現在ございません。

3点目の費用面の効果の関係でございますけれども、平成23年9月から27年度までの約5年間につきまして、指定管理と市直営で管理料を比較した場合、市直営の場合は人件費が約5年間で6,290万円ほど高くなるというふうに試算をしております。

続きまして4点目でございますが、ワーキングプアの関係でございますが、事業者から提出されました提案書によりますと、提案内容を確実に履行するに当たり、配置人員の常勤・非常勤の雇用割合が決められておまして、これにより非正規雇用者がふえることはないという説

明を受けております。

○20番（加藤敏彦君）

スターについては実績のある会社だということで確認をしておきます。

苦情、要望がないというのはちょっと信じられない話なんですけれども、先ほどスポーツ施設の場合は、随時出たものについて対応してきたというふうで、そういうことがあるのが普通のような気がしますけど、それはちょっと答弁としておかしいのではないかと思います、これは再質問です。

それから、費用効果として5年間で6,290万円の費用効果があるということですが、先ほどもお尋ねいたしましたけれども、従業員の人数、それから正規の数、また平均年収など、わかりましたらお尋ねをしたいと思います。

○市民生活部長（永田和美君）

喪主様の関係もございまして、御存じのように葬儀、特殊な施設ということもございまして、そういうような管理者に対する苦情等はないということで御理解をお願いしたいと思います。

次に、平均どの程度という、平均はちょっと出してございませませんが、常勤3名で1,002万8,734円の26年度実績となっております。また、臨職の方につきましては、これも合計でございまして、5名で403万6,140円ということになっております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

議案第77号について質問させていただきます。

これも他の指定管理と一緒に、今回、5人の方が選定委員に選ばれておりますが、どのような経緯で選定委員を選ばれたか、御回答をお願いします。

○市民生活部長（永田和美君）

選定につきましては、担当課の案によりまして、市の指定管理者制度調整会議に諮りまして、承認をされております。

○2番（山岡幹雄君）

調整会議で選ばれたということで、数点ちょっと再質問させていただくんですが、5年前には横井さんという方がその当時の検討委員会の委員でお見えになって、5年前は委員長をやってみえるんですかね。今回、この委員長は税理士さんにかわった。なぜ委員長を同じ形でやられなかったのか、ちょっと疑問に思うんですが。

それと、今回、メンバーの中で民生委員さんがお2人見えます。これは、利用者とか市民目線で評価のほう、選定結果で出ておりますが、なぜ民生委員さんがお2人選ばれたのか、これもちょっと、市民の目線かどうかわかりませんが、関係がどうかをお尋ねしたいのと、それで市民目線という、この斎場をこの5人の方が利用されてみえるかどうかわかりませんが、多分利用されてこういうふうの結果になってみえると思います。

それであと、この指定管理者、今回、愛西市の総合斎苑管理グループになるわけですが、実

際実績があれば、愛西市の随意契約が83%ということで、ほかの選定もそうですが、2回の報酬を払ってみえますので、そういう実績なり、すばらしい業者であれば、1回で選定されたらどうかというところで、御回答をよろしくお願いします。

○市民生活部長（永田和美君）

まず初めに、民生委員さんの関係でございますけれども、民生委員さん2名ということでございますが、市民からのさまざまな相談を受けられて助言、援助を行ってみえる委員さんでございますので、地域住民の立場から判断していただけるということを踏まえまして、また一方では女性の目線といたしますか、意見も反映したいということを考えまして、男女それぞれ1名ずつを選出させていただいております。

次に、83%随契ということでございますけれども、やはり競争原理といたしますか、ということも考えておりますし、総合斎苑の指定管理につきましては現行どおり、指定管理の管理につきましては同じようなことで今後も進めていきたいということで、随契は現時点のところ考えておりません。

○2番（山岡幹雄君）

答弁漏れです。委員長_____。

○市民生活部長（永田和美君）

同じ委員長ではないということでございますけれども、やはり今回委員長を委員さんの中で一応選んでいただいた結果、現在の税理士さんになったということでございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、議案77号について質問させていただきます。

先ほどと同様に、選定委員会での議論等がどうであったのか、少し福祉部局よりは詳しく書いてありますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、同様に山岡議員からも一般質問等でありましたが、総合斎苑についてはさまざま施設の不備等言われているわけですがけれども、軽微な修繕を怠ったがゆえに大規模な修繕に至っていると言えないのか。そう言えないのであれば、その理由をお聞かせいただきたいと思っております。

それからあと、本社体制について経営状況の確認はどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市民生活部長（永田和美君）

まず初めに、議論の内容でございますけれども、指定管理者の選定につきましては、申請者から提出されました書類審査をまず行います。後日、市民の平等性の確保、施設の設置目的に照らし、効率的かつ効果的な管理が図られるか、施設の管理を的確に遂行できるに足りる人的構成、経営基盤を有しているかを申請者から直接お聞きをいたしました。

また、質疑応答の主なものとしたしましては、1つ目としましては、利用者に対するアンケート

ートの実施場所について、現在は待合ロビーの1カ所しか設置されていないが、ふやすつもりはないかという質問に対しまして、それにふさわしい場所であるかを配慮しながら増設していきたいという回答はございました。

2点目としましては、苦情対応についてどのような対応がとられていますかとの質問に対しまして、現場の職員2人以上で正しく聞き取ることとしまして、現場だけではなくて、対応できない苦情につきましては斎苑の課長を含む本社の幹部が対応しますという御回答をいただいております。

2点目でございますが、修繕の関係でございますが、これまで修繕につきましては、管理事務所のガラスの修理、ブラインドの修理代ということで17万3,670円、歩道部分の樹脂舗装の修理ということで20万円、トイレ修理代に6万588円という小規模修繕がございました。怠ったかどうかということは、ちょっと怠ったという認識はしておりません。

3点目ということで、会社本体の経営状況の確認でございますけれども、申請者の平成24年度から平成26年度の財政状況につきまして、売り上げで平成24年度が約12億円、25年度が23億円、26年度が26億円と順調に伸びを示しております。したがって、利益と分配金の合計は平成24年度約270万円から平成26年度は約3,400万円となっております。こういうことから、経営状況はよいというふうに判断をしております。

○8番（吉川三津子君）

利用者アンケートのお話が出たんですけれども、今まで具体的にどのような結果というか、市民の声が得られているのか、わかればちょっとお聞かせいただきたいのと、今回、選定委員の方々の居住地というものに偏りがあるのではないかなということを思うんですが、その点について、妥当性について、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○市民生活部長（永田和美君）

アンケートの内容でございますけれども、やはり案内看板、要は155号線でございます入り口から入る部分の3つの案内看板、入る看板がありますが、要は小さいという御要望は数件いただいております。その他につきましては、今のところ案内看板の3件ですね。以上です。

それから、選定委員さんの偏りという御指摘でございますけれども、やはり愛西市、合併しまして、それぞれの地区という考え方ではなくて、やはり市民の公平性、平等性をいただけるという立場の方を考慮しつつ選定した結果として、このような旧の地区の視点で考えられるとそういうような結果になったということですので、地区の考えは当初から持っておりませんでした。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩をとります。再開は13時30分といたします。

午後0時26分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第78号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第78号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・大野則男議員、どうぞ。

○1番（大野則男君）

それでは、議案第78号、市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について、幾つかお尋ねをいたします。

まず1点目に、増減額の数字をお尋ねいたします。VE減額、そして増額はお幾らになっているのか、教えていただけますか。

それと、スケジュール的な問題ですが、このタイミングでの議会での報告になった経緯、なぜ今の時期にこういう形で報告がなされたのか、もっと早い時期に中間報告を含めてできないものなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それと3番目に、市は法遵守、コンプライアンスをもってこの工事に当たったのか。これは吉川議員のほうから資料提出がなされた中を少しのぞいた中でも、コンプライアンス、法遵守がなされたとは思えない部分があるので、そこら辺の御見解をお尋ねしたいと思います。

4番目に、建設が設計変更、169項目の変更がなされた、まずは理由、ここにはいろんな形で苦慮した中で、設計変更せざるを得ない、そんなことになっていた理由をお尋ねしたいと思います。

そして5つ目に、庁舎設計は誰が責任を最終的に持っているのか、そして設計を変更した設計図はきちっと管理をされているのか、存在をするのか、最終的な設計変更を認めたのは山下設計ということの解釈でいいのか、5つほど御回答をお願いいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

ちょっと順番が前後しますが、御質問にお答えをさせていただきます。

まず誰が責任を負うかということでございますが、これは最終的には市長になります。

それと、設計変更の過程でございますけれども、この時期になった経緯ということでございますが、契約変更にかかわる手続きにつきましては、契約規則、あるいは工事請負契約約款に施工条件が変わった場合などの手続き、設計図書の変更などについて定められておるわけでございまして、これらに関する事案につきましては、愛西市公共工事請負契約変更及び土木設計業務等委託契約変更事務取扱要領により事務処理をしております。

設計変更につきましては、契約書の規定によりまして、図面または仕様書を変更することに

なる場合においては、協議内容の必要性、妥当性を踏まえ、発注者が書面で認めた上で受注者が施工することになります。

各変更内容におけます変更金額につきましては、それぞれ設計管理者による積算にて精査、確定をし、変更総額などの管理をいたしております。

コンプライアンスの関係でございますが、先ほど申しました契約約款、あるいはこれまで発注者としてできる限り契約額の変更をしないということを目標に工事監理に努めてまいりましたが、変更することになりました。

建設業法では、建設工事において請負契約の当事者は、おのおのの対等の立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないと定めております。発注者という優位的な立場を利用したサービス工事の強要、あるいは受注者に対する理不尽な要求は行わないように対応しております。コンプライアンスがここに来るかと思えます。金銭的なことを理由に協議や変更に応じないということは、契約行為の信義側に反するばかりでなく、法にも反することでございますので、今回はコンプライアンスとそういった理由でさせていただきます。

また、増減額につきましては、直接工事費の金額でお答えをさせていただきますが、増額分につきましては8,056万5,000円、減額分が6,425万6,851円、そういった形になっております。以上でございます。

#### ○1番（大野則男君）

再度御質問をさせていただきますが、今、契約の内容についてのコンプライアンス、法遵守ということは問題ないよというお話でしたんですが、工程の中で本来法遵守せざるを得ない状況の案件があったかと思うんですが、そこについての工程上の問題でのコンプライアンス、法遵守がなされておったのか。

それと、今お話がありました増額が8,000万、これはV E減額が6,400万、そういう形でなされた、このV Eを含めて増額、これはあくまでも建設業者はやらざるを得ないんでやっていったかと思うんですが、誰が認めてこの減額・増額169項目という形をなされたのか、その時系列の中で、担当ベースでこっちのほうがいい、こっちのほうが悪い、そんなことがなされて169項目が変更になったと思うんですが、そこら辺の時系列の中で、誰がどのタイミングで許可をして、どういう形でここに及んだのか、もう一度きちっと御答弁をしていただきたい、そんなことと、これは事務方として我々に対して、本来なら設計業務、調査、設計、工事ベースの管理、そこは全て山下設計が請負業務で何億という契約で結ばれておると思うんですが、山下の基本的に責任と役割というのをもう一度御確認させていただきたいのと、本来でいえばここに山下がおるべきベースではないのかなあというふうに思いますので、このことについて事務方としてどう考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

まず公共工事においてでございますが、設計変更は、簡易な工事を除き、その特徴などから少なからず必ず発生するものと捉えております。山下設計を呼んで説明をさせたらどうだとい

う御意見でございますが、当然、毎週木曜日、担当と設計業者、施工業者と打ち合わせをさせていただいて、それぞれ協議の中で、今回の補正についてもそうでございますが、その中で決まってきたものでございます。

議員の御質問の中で、当然、契約変更と議会の関係につきましては、変更については全て議会の議決を得るということになっておりますので、今回は当初の平成25年9月27日に締結がされた愛西市総合庁舎建設・改修工事について、その後平成27年2月27日にインフレスライドによる変更契約を結んでおり、今回は額の確定により最終の変更契約を締結いたしたくお願いしているものでございまして、それぞれ事務取扱要領の中で、設計変更に伴う契約変更が生じた場合は必要に応じ協議を行い、遅滞なく行うものとされておりますが、契約内容によっては工事施工後に行うことができるとされております。本工事の契約変更について、一つ一つ変更項目に対して直ちに工事を中止して変更議決を行うということは無理でございますので、今回は最終的に額が確定したということで変更契約の締結をお願いするものでございます。

あと、担当のほうから説明をさせていただきますので、お願いします。

#### ○総務課長補佐（浅野浩司君）

それでは、2点目の山下設計におけます、まず監理、責任と役割についてでございますが、基本的に設計監理者たる者は、設計図書に基づいて品質管理がしっかり保たれるように努めなければなりません。そのために、工事の監理、工程の監理を含めて、責任を持って現場に常駐をして監理をしていただいたというふうに認識をしております。

前後しましたが、設計変更の手續につきましては、まず設計変更につきましては、まず工事連絡書において、現場とふぐあいなところ、そういったものを連絡書を使用して、それぞれ発議者、工事請負者または設計監理者、もしくは発注者、その3者から連絡書で指示をいたします。その後、その内容について3者で協議をして、その内容が妥当なものであるか、金額的に適切なものであるか、こういったものを協議いたしまして、最終的に指示書という形で工事のほうの変更を認めているものでございます。以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、19番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○19番（真野和久君）

それでは、議案第78号：愛西市総合庁舎建設・改修工事契約の変更について質問をさせていただきます。

今、大野議員の質問の中でも、何でこの時期にという話で、先ほどの答弁の中では、最終的な確定だということとか、施工後であってもできるんだという話がありました。個々の変更箇所に関しては、図面を見る限り、私たちがこれを見る限り、本当にこの時期になってしまっているのかどうかの判断はできませんが、例えば議会の関係でいけば一定状況はわかりますので、例として質問書のほうにも書いてきました。

議会の椅子等の流用に関しては、できるだけ経費を減らすということで、ある意味、議会の中の建設費を減らすという中で協議をされて、それでいまいしょうというようになりましたが、

実際にはここにあるように行われなかった。行われなかった理由等もここに書いてありますが、そもそも例えばそうしたことを決める段階において、実際にそれは持ってこられるかどうかというのは、検討をして確認をすべきだったのではないかというふうに思うのです。それが、ぎりぎりのところになって、実際に移す段になって、やっぱりやれませんでした、やれませんかから買いますという話になるのでは、やはりおかしい。ですから、そういうところを考えても、それ以外の設計変更、設備の変更ということに関してもそういうことが多数あるのではないかというふうに考えられても仕方がないのではないかというふうに思います。

また、例えば施工中のさまざまな設備が干渉するので設備の変更をしますとか、物の変更をしますとかというのがありますが、そういうのに関しても、ある意味、素人目と言われればそうかもしれませんが、実際に設計をする中でわからないのかなというふうに思うわけで、そのあたりについて、非常にやはり当初からの見通しが甘いのではないかなというふうに思うわけですが、その点での考えについて答弁をお願いします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

議会の椅子の関係の御質問でございますので、それに対してお答えをさせていただきます。当初の設計では増築棟の完成が平成27年2月としておりまして、完成させるために既存の議場の椅子などを取り外し流用するというようにしておりました。

しかしながら、平成26年12月、それと平成27年3月の議会の開催場所の会場の確保や運営上の課題解決というのが困難でございまして、議会事務局を含めた協議の中で決定をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

そのほかについては、担当のほうから説明させたいと思います。

#### ○総務課長補佐（浅野浩司君）

設備の干渉に伴う変更につきましては、建築図面と設備図面、これらの不整合や現場の施工条件で図面のとおり工事を行うことができないということから、変更協議をしたものでございます。

また、将来的に維持管理費の増大にもつながるといようなことで、早い段階で変更のほうの見通しを立てたものでございます。

#### ○19番（真野和久君）

今、議会の椅子の関係でいって、当初完成が2月だったのが、12月議会、3月議会の開催から困難になったという話ですが、そんな12月議会や3月議会が行われるとは最初からわかっていることであって、その時期の関係でできなくなったということはちょっと当たらないのではないかと。実際、それを文化会館のほうとかやったわけですし、ということで合併交渉なんかをやったわけですので、実際は本会議場を使わなくてもやれないこともなかったんではないかというふうに思うし、そういう点でいうと、ちょっと理由には当たらないというふうに思うんですが、その点についてどうなのかというのを聞きたいと思います。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

3月議会後に旧議場から椅子を撤去しということも可能かと思いましたが、増築棟の完成式

が3月ということで、その辺もちょっと間に合わなかったということもありますし、実際、議事事務局とも交えた協議の中で、椅子については今御使用の椅子ということで、当然向こうから外して持ってくるにしても、皮の張りかえとかございますので、今回800万ほどの増額になっておりますが、これは椅子だけじゃございませんので、椅子も含めた変更という形で理解をしていただきたいと思います。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

変更金額についての質問をいたします。

今、大野さんから総額についての質問はありましたが、私のほうからは168項目にわたっている質問の内容で、発議区分ごとの集計をまず教えていただきたい。また、場所（棟）ごとの集計でも教えていただきたい。そして、事務取扱要領ごとの集計でも教えていただきたい。最後に、工事の進捗状況における集計についても教えていただきたい。これは26年12月、昨年の12月ですね、27年の3月まで、そしてことしの6月まで、ことしの9月までについて、進捗の金額を集計、それぞれ何件で幾らなのかということについてお伺いをしたいです。それが1つ目の質問になります。

2つ目の質問として、工事の進捗表というのを見ると、ことしの3月には増築棟が完成をしておりますよという進捗表にもなっております。そういったことでは、何度も今までの質問の中でもお話がありました、契約変更が今になってしまっているのかということについては非常に疑問に思うところなんです、それについて1つ質問なんです、工事業者と、市としては契約を進めるに当たって多少増減するというので、事前に請負工事等の約款等によってそういうことがあるということはあるのはわかりますが、もともとこの契約自体が議会の決議を経ないと変更もできないというふうになっているということであれば、もっと早く議会への報告がなされるべきであったと思うんですが、その議会への報告をする必要がないと思って今までしなかったのか、する必要はあったと思うんだけど、もっと金額は変更するだろうから確定するまでそのままでいいやというふうに思っていたのか、その辺のことについてなぜ議会への報告が今になってしまったのかということについて、これは重大なことだと思いますので、教えていただきたいと思います。

今、真野議員の質問の中では、去年の12月とことしの3月の議会で会場が云々ということでどうしようか考えていたところだよという話もあったんですが、そういったことは議会、全員協議会でもそうですけど、議員に対してそういう相談はなかったように思いますし、議員、議会に対してそういう報告義務が全く発揮されていなかったんじゃないかと私は考えるわけなんです、それをしなかった理由についてお伺いします。以上です。

○総務部長（飯谷幸良君）

169項目にわたっての発議ごとの、あるいは場所、事務取扱要領ごとということで、随時御答弁をさせていただきます。

まず発議区分ごとの集計では、市の発議によるものが56件、変更金額は280万8,000円の減額、設計監理者の発議によるものが42件、変更金額は2,119万2,840円の増額、施工業者の発議によるものが71件、変更金額は200万1,240円の増額でございます。

また、場所ごとの集計でございますが、増築棟に関するものが86件、変更金額は876万5,280円の増額、既存棟に関するものが60件で変更金額は527万4,720円の増額、外構に関するもの17件、変更金額は96万1,200円の減額、その他に関するものが6件ございまして変更金額は730万7,280円の増額でございます。

次に、事務取扱要領ごとの集計では、発注後に発生をいたしました外的要因によるものうち、他事業及び施工条件等に関連する場合で要領(1)のイに関するものが5件、変更金額は298万4,040円の増額、発注時に確認困難な要因に基づくものうち、施工条件の明示項目の変更に基づく要領(2)のキに関連するものが132件、変更金額は1,634万7,960円の減額、設計図書の不一致や設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認が困難な要因によるもので要領(2)のケに関連するものが32件、変更金額は3,375万円の増額でございます。

次に、工事進捗の期間ごとの集計でございますが、平成26年12月まででは76件、変更金額は1,066万8,240円の増額、平成27年3月までの期間では22件、926万3,160円の増額、平成27年6月までの期間では46件、921万5,640円の増額、平成27年9月までの期間では20件、1,112万1,840円の減額となっております。

次に、変更金額が今回生ずる結果となりまして、設計変更の協議が調いましたので今回議案の上程をさせていただいておりますが、庁舎の関係では、庁舎建設等調査特別委員会を16回開催させていただいております。その都度資料等を提出して、変更のほかにもいろいろ御審議をいただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○18番（河合克平君）

今御案内いただいたところではありますが、発議区分について、市からの56件についてはマイナス計上になっているというところでは、市の削減を目指すための方法ということで何かいろいろと考えられたところの成果なんだろうなあということは思っておりますが、ただ問題なのは、引き渡しがされたとしている増築棟にかかわることとして876万5,000円の増額ですね。引き渡しされた後の今、半年もたった後に870万円の増額がされている。

あと、区分ごとでいいますと、設計図書不一致や設計図書の施工条件と工事現場の不一致があったと。または、その確認が設計時にはとれなかったものということで、これがかなり多くて32件の3,370万ですね。今、大野議員の話だと、設計者についても設計監理についてはちゃんとやっているよということだったんですけれども、また真野議員の話でも、もっと以前からわかっていて甘かったんじゃないかという指摘もありましたが、本当にそういった意味では、設計の不一致、設計条件が甘かったんじゃないかというような、数字を見ても思われる状況だと思います。

また、26年12月までには約1,000万、27年3月のとき、ちょうど1億7,000万円の発議をした付近ですが、そのときに900万円で、そこまでに2,000万円ありますね、増額が。6月まで入れ

ると約3,000万円、増額が。9月に最終詰めをして1,000万減らしたから約2,000万円ぐらいになっているんですけども、そういうことを考えると、今部長は16回ぐらい委員会でも論議をされてきたということをおっしゃっていらっしゃいますが、この百六十何項目について全て報告があったわけでもないというふうにも感じるわけです。そういった点では、今回の市のあり方については議会が軽んじられているなあということを実際に全く感じるわけで、今回この請負契約の変更がもし議会が否決をしたら、請負契約の不履行ということで損害賠償請求にもつながるような内容に発展していく内容だと思うんですが、そういうことを考えれば、二元代表制として議会が今回の提案について賛成なのか反対なのか、もし反対となってしまったときにはどう責任をとるのかなということについては疑問に思っておるところであります。

質問ですが、議会の過半数の方たちが反対をした、今回の提案について否決をされた場合、市としてどのような責任をとるつもりがあるのか、それについて一つ見解を承りたい。契約が更新されない、そういう状況になってしまったときには本当にいろんな面で困るわけで、そういったことでは議会に対して報告する機会がたくさんあったわけで、それをしていなかったことに対する責任も含めて、市の見解を承りたいと思います。お願いします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から河合議員の御質問にお答えいたしますけれども、報告の内容につきまして、それぞれ私どもができる限りわかりやすく説明していかなければならないということは当然のことでございます。それぞれの内容について議会の皆様方がどのようなことを思ってみえるのかは別といたしまして、もし今回この議案が通らなかった場合につきましては、やはりそうなった時点で我々としては対応を協議していかなければならないというふうに思っています。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○8番（吉川三津子君）**

では、順次説明をさせていただきます。しっかり説明しないとわからないというお話もありましたので、丁寧に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどほかの議員のほうから、設計監理者の役割ということで、品質管理をする、工程監理をするというお話がありました。その中で、設計監理者の役割というか、今回の変更契約については大きな役割を果たしているなということは感じるわけなんですけど、市として、変更契約、幾らぐらいまでだったらオーケーだとか、そういった上限額を設けていたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、議会との関係について、ほかの議員からもお話がありました。金額等について、私も調査建設特別委員会のほうはかなり傍聴をしているわけですが、その中で、そういった変更で金額がこうなる、ああなるという報告は本当になかったなということを感じているわけです。みよし市などでは、こういった大きなものを建てるときには、全員協議会、全員に今こういった状況であるというような説明をし、公示前に説明をし、それである程度同意が得られ

るような下ごしらえ的なことはされているというふうに聞いておりますが、本当に皆さんの税金を支出するという事は議会の承認がないと本来できないものでありますので、こういった全く議会を通さず支出がもう既にしてしまっているのと同じ状況であるわけですが、こういったものについて、今回だけ、この庁舎の場合のみ議会に話さずやっていけばいいんだという話なのか、市全体として変更契約についてどういう考えを持っているのか、お伺いをしたいと思います。議会との関係についてお伺いをしたいと思います。

それから、議会の椅子の進め方についても、先ほど質問がありましたが、12月、3月の議会があることはわかっているんだから、これは本当に理由にならないかと私も思っているわけです。そうすると、やはり設計とか施工計画に無理があったとしか言いようがないわけですが、先ほどその質問に対して部長のほうはそれに的確にお答えになっていらっしゃると思いますので、この設計や施工計画に無理があったと認めていらっしゃるのか、イエス、ノーでお答えいただきたいと思っております。

それから、大きく4番目にアスベスト工事が今回2件計上されております。これは法にのっとって行われたか否かということは、この工事が市がきちんと支払う義務が生ずるかどうかの判断につながると思っておりますので、アスベスト工事について少し質問をさせていただきたいと思っております。

なるべくわかりやすく御理解いただきたいと思って、本当、私も部長なり課長なりと十分お話をしたいと思いましたが、資料をつくってききましたので、それをもとに質問をさせていただきたいと思っております。

まず法律で決まっていることというのは、2005年6月に労働安全衛生法、石綿障害予防規則というものがあまして、それで調査義務が課せられております。建物の全てのアスベストを元請業者は工事の前に調査をしなくてはなりません。そして、発注者は、調査がきちんとされ、作業基準を遵守した除去がされるための適切な費用負担及び適切な契約条件の発注が義務づけられています。それで、大気汚染防止法でも届け出とか地域住民への周知などがうたわれているわけです。

資料のほうですが、ちょっと三角マークが真ん中辺についていると思いますが、これは会議棟のアスベスト除去工事がされた関連するのが三角マークがついています。ちょっとクリーム色、黄色じゃなくてクリーム色の部分が、愛知県や労働基準監督署のほうにアスベスト除去工事期間ということで届け出がされている期間です。上のほうが会議棟のアスベスト除去、下のクリーム色のところは既存棟及び西庁舎のほうのアスベスト工事ですね。そういった形で市の公文書を時系列に並べてつくりましたので、私のこの資料に間違いがあれば、また市のほうから御指摘いただきたいと思っておりますが、この愛西市の庁舎のアスベスト工事は、罰則規定も含まれる違反と不適切な進め方があるということを最初に申し上げておきたいと思っております。

公文書をもとに、問題を元請業者、それから設計監理者、市に分けてちょっと考えてみたんですが、元請業者の問題としては、会議棟と西庁舎でアスベストの事前調査を行っていません。既存棟については行っておりますので、かなり早くに、26年8月30日に事前調査を終了という

ことで、既存棟については事前調査を早い段階でしております。そういったアスベストの事前調査を行っていないで、労働安全衛生法、石綿障害予防規則違反になっております。西庁舎においても、それに加えてその後法律改正がありましたので、大気汚染防止法違反にも当たるといふふうに考えています。

元請業者に、なぜ事前にアスベスト調査をしなかったのかということも聞いていただいておりますけれども、点検口がなかったから調査ができなかった、工事中に予想がつかずに見つけてしまったと言っているようですが、そういった隠蔽部でも割って奥を確認するのは常識ですので、まともな業者であれば見落とすことはありません。最初から、工事にかかるに当たって、事前調査をせずに見つけたら対応すればいいと、そういうような考えでこの工事が進められたのではないかなということを思っています。

また、この予期せぬアスベストを見つけたのは、県に届け出した会議棟のアスベスト除去工事期間の後、過ぎてから、この予期せぬアスベストを発見しております。そうであるならば、新たに届け出、もしくは変更届などの手続が必要であるということは、私も愛知県の本庁のほうに確認をしております。そういった変更届が出ている形跡も県のほうはないというふうに言っておりますし、もちろん市の公文書にもありませんので、そんな確認をしている次第です。これも石綿障害予防規則、大気汚染防止法の違反になるのではないかといふふうに思っておりますが、この罰則については、この表の一番下のほうに書きましたが、無届けのアスベスト除去に当たりますので、直罰規定があるわけです。そうすると、罰金刑があるということは、警察への告発も可能な、大変厳しい違反があるのではないかと私は思っております。

あとまだ設計監理の問題としては、先ほどから法遵守とか、設計に沿った工事をするのがこの設計監理者の役割だということでございますので、こうしたことがありながら、市の連絡が、先ほど、いろいろな変更があるときには工事連絡書、指示書で指示をしておっしゃいました。この件に関して、アスベストが見つかったのは11月18日もしくは21日、市のほうに報告書、指示書等がやりとりされているのが翌年の2月27日なんです。この間、設計監理者は一体何をしていたのか、その辺もう3カ月以上もたってから市とやりとりして、もう工事が終わってからアスベストの工事の見積もりがされ、アスベストに関しては大変周辺住民の健康にかかわる、ここの出入りする方々の健康にもかかわる重大な問題でありながら、こういった体制はかなり問題になり、私はこれは設計監理者の契約違反に当たる可能性があるのではないかといふふうに見ておりますが、そういった山下設計の設計書についても、アスベストに関する記述が大変少なく、アスベストに対する事前調査の視点も大きく欠けております。

あと市の責任については、やはり市が自分で出した情報、市が行ったアスベスト情報で解体設計をさせ、そしてそれに沿った解体を発注しているなら、事前調査費用の負担や除去費用の負担をしておらず、事業者が法に従って事前調査、除去をする余地がないため、石綿障害予防規則9条の配慮義務違反ともなります。関連法を守ると書いてあるにしても、費用負担がされていないなら、この規制に違反していることになって、入札契約適正化法にも違反することになってしまいます。

そこでお伺いをしたいと思います。先ほど大野議員のほうから、いろいろ工事の中で法を遵守していかなければならないけど、遵守はしたのかと質問があって、答弁があったような、ないような状況でありました。本当にこの請負者は、私これだけ市の公文書をもとに示させていただきましたが、法遵守をしていると言い切れるのか、それについてお伺いをしたいと思います。公共工事でこういったアスベスト工事がずさんにされるということはもってのほかで、今後、行政が民間を指導する立場というのが大変揺らいでしまいますので、その辺しっかりと御答弁をいただきたいと思います。

それからあと、事前調査の関係ですけれども、今、私が事前調査の会議棟についてはされていないんだということを申し上げました。もし、でも市のほうがしているとおっしゃるのであれば、誰が事前調査をしたのか、お答えいただきたいと思います。

それから、設計業者が予算の積算等の資料を出しているわけですが、アスベストの事前調査費というものは確保されておられません。それはそれで正しいのか、本当に確保されていなかったのか、確認をさせていただきたいと思います。

そして、大気汚染防止法で周辺住民へのアスベスト工事の周知が義務づけられております。正直、恥ずかしながら、常々この庁舎に出入りしている議員の私でさえ、このアスベスト工事がされていたんだということを知らない状況でした。だから、周辺住民とかこの庁舎に出入りされる方々、来庁者に対して、このアスベスト除去工事についてどのように周知したのか、お伺いをしたいと思います。

それから、大きな5つ目の質問ですけれども、当初の設計内容と変更契約、2,000万もずれてきたわけですけれども、この妥当性について、こういった経緯を踏まえて、市の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から最初に御答弁をさせていただきます。

まず最初に、2つ目の議会との関係の設計変更の件でございますけれども、御承知のとおり、市では多くの事業、工事等を委託や指定管理者と契約を結ばせていただいて、事業を進める上で、変更契約等、多く行っているわけでございますけれども、今回の庁舎のような大きな事業については、やはり議員の皆様方に早く情報提供をして、理解をしながら努めていかなければならないというふうな認識を持っております。全体的にそういう設計変更があったときの情報共有などにつきましては、また皆様方と御協議をして、情報等もし必要であれば、情報提供できるような体制もつくっていきたいというふうに思っております。

あと、3つ目の議会の椅子の件ですが、部長にイエスかノーかということで、部長は多分答えられないと思いますので私が御答弁させていただきますが、結果を見れば、今回は設計ミスだったのではないかなあというふうには私は認識をしております。このような結果が出ておりますので、これはやはりしっかりと現状を把握した中で、当初案に盛り込むべきであったのではないかなあというふうには、私は認識をしております。私からは以上でございます。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、アスベストのほうの関係でお答えをさせていただきます。

いろいろ、議員、資料を作成していただきまして、お疲れさまでございました。この資料に基づきましてそれぞれ御質問をいただきましたので、この資料に基づいて御答弁をさせていただきます。

まず法違反等の問題点、一番右のところでございますが、市が出した情報で解体設計をさせるところでございますが、発注者といたしましては、既存庁舎の図面及びアスベスト調査結果資料を設計者へ提供しており、このことが法の規定の遵守を妨げるおそれがあるものではないと判断をしております。

次に、事前調査をしていないという項目でございます。設計書を作成する……。

○8番（吉川三津子君）

議長、順番にこちら質問しているのです、それでお願いできないでしょうか。

○総務部長（飯谷幸良君）

これでいけますか。この順番で。

○8番（吉川三津子君）

質問したのが、わけがわからなくなってしまうんですけれども。ぐちゃぐちゃに、私、整理ができなくなってしまう……。

○議長（鬼頭勝治君）

済みません。ちょっと暫時休憩をとります。

午後2時20分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

大変申しわけございませんでした。順番にお答えをさせていただきます。

変更契約に対します上限は幾らまでかという御質問でございます。まず当初契約金額の20%未満かつ2,500万円未満ということで、これは当然予算が伴うことでございますので、第一は予算の範囲内ということが最初に来ますけれども、そういった形でございます。

あと、法遵守を請負業者がしていたのかどうかという御質問でございます。当然、公共工事につきましても法遵守をしていただかなければいけませんし、私どもももっていただいております。

次に、事前調査は誰が行ったのかという御質問でございますが、これは平成17年のときに市でも業者に対して発注をして行っておりますし、当然、今回の設計の中でも事前調査は行われていると思っております。

次に、アスベスト調査について予算に組んであるかということでございますが、調査費については組んでおりません。

あと、大気汚染防止法の関係で、それ以外でもアスベスト工事について、吉川議員みずから

資料を作成していただいて配付をしていただいておりますので、それに基づいて順次お答えをさせていただきます。

まず市が出した情報で解体設計をさせという右側の一番上の関係でございますが、発注者としては、既存庁舎の図面及びアスベスト調査結果資料を設計者へ提供しておりますので、このことが法の規定の遵守を妨げるおそれのあるものではないと判断をしております。

その次の事前調査をしていないので労働安全衛生法の石綿障害予防規則違反ではないかということでございますが、設計書を作成する上で事前調査は発注者、設計者の責務でございますので、施工前の事前調査は請負者の責務となります。設計書を作成する上で隠蔽された場所などを含む事前調査には限界がございますので、施工前の事前調査を含め、アスベストの使用箇所を把握し、適切に処分するものと考えております。

次に、看板の掲示場所、これにつきましては、法の規定による調査を行ったものは、当該調査に係る解体工事を施工するときは、当該調査の結果などを当該解体棟工事の場所において公衆に見やすいよう掲示をしなければならないとされております。建物の外部に掲示をいたしております。

次に、専門家による事前調査をしていなければあり得ないことではないかということで、これは発注者が事前に把握している特定建築材料に関する情報は請負者へ情報提供をしており、明らかに特定工事に該当しないものは事前調査の必要がないものとされております。届け出期間後に新たな範囲のアスベスト工事の変更、工事は変更届、新規届、てんまつ書、いずれかの届けが必要ということでございますが、議員から指摘を受けまして、再調査をいたしました。そうしましたら、追加変更が出されていたということを確認をいたしております。

あと、無届け工事と言えるのではないかとということでございますが、関係機関へは追加変更が提出されていたことを請負業者から確認をしておりますので、無届け工事ではないと理解をしております。一番下の8月30日調査でされていなかったということでございますが、施工前の設計図書に基づくアスベスト調査でありますので、西庁舎はこの時点では行ってはおりません。解体前に請負者の責務として調査をした結果、アスベストが検知されたものでございます。

それで、最後の契約内容の妥当性はということでございますが、妥当であると考えております。以上です。

#### ○8番（吉川三津子君）

では、全く法違反ではないという見解を総務部長は示されましたので、順次、私は質問をさせていただきます。

まず変更契約について、何%かということはお聞きし切れなかったんですけれども、2,000万未満までは変更内であるというようなことをおっしゃったわけなんですけれども、その根拠についてお伺いをしたいと思います。

それでは、アスベストの関係ですが、かなり法律の解釈と今の答弁とずれているなということを感じておりますので、これが議事録に残ってしまっているんだらうかと大変心配をされているわけでございます。順次、質問させていただきますが、事前調査について、これは元

請業者の責任で、市からいろんな今までの調査のものとか情報をもらったとしても、再度全面的にアスベストについての調査をしなければならないというのが今の法律であります。そういった面から、なぜじゃあアスベスト除去期間後にこういったアスベストが出てくるのか、そしてこの会議棟においては、事前調査書というものが市に存在していないとも聞いているわけがあります。そういった面で、再度お伺いをいたしますけれども、市は設計段階で行えばいいと思っていられるのか、それとも元請業者が責任を持って再度全て調査をし直さなければならないと思っていられるのか、確認をさせていただきたいと思います。

それからあと、予算の積算について、事前調査費を確保していないということですが、これは先ほど申し上げたように、元請、発注時には必ず事前調査をしていただかなければなりませんので、やはり独立してきちんと費用を設けなければ適切なアスベスト除去にはつながらないという意味で、これは問題だと思いますが、その問題意識についてお伺いをいたします。

それから、あと1点、大気汚染防止法の関係で、先ほど部長は周辺住民への周知が義務づけられている、外部に掲示した、これ、西側の人誰も通らないところに掲示してあるんです。これが本当に周知と言えるのか。庁舎に出入りされる方々への周知と言えるのか。本来、こういった公共施設においては、リスクマネジメントという形で周辺住民の方たちに、危険な工事をしているんだ、御理解をいただきたいということで積極的にリスクの表示をしながら、住民と話し合いながら理解をいただくというのがこうした工事ではありますが、西側の人通らないところに立てた看板が周辺住民への周知の義務を果たしたと考えられるのか、見解をお伺いいたします。

それから、順次、こちらの私が掲示したほうの図について、表についてお伺いをしたいと思いますが、元請業者が法にのっとり事前調査をしているとおっしゃるならば、どこにその証拠、根拠があるのか、お示しをいただきたいと思います。これは、設計者、市がするアスベスト調査ではありません。元請業者がすべき事前調査です。それを行ったとおっしゃるなら、何を根拠におっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それからあと、私ちょっとおかしいなと思っているのは、追加、変更をしたと、業者に確認をしたとおっしゃいました。私は、海部事務所に変更届は出ていますかと確認をいたしましたら、出ておりませんという回答をいただいているわけですけれども、この追加、変更に関して、市のほうにもこういう変更届、提示されておられません。本来、こういった届け出を出すときには、きちんとかいいたった届け出を出しましたということで市のほうに公文書があるはずですが、そういったものが一切ない状況であります。追加、変更をしたのであれば、何を根拠に今御答弁をされたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、西庁舎においても、アスベストの申請が出された後にこういったアスベストの検査結果が出ているということでありますので、こういった時系列から考えると、西庁舎については事前調査がされていないということは明らかではないか。一般的に、こういった件、労基署に届け出を出す前に事前調査は終わっていないければなりません。そういった面からも、こういった法律違反の可能性が高いと考えますので、その見解を求めます。

そして最後に、私、本庁、海部事務所、そして市の公文書、近々この愛西市のアスベスト除去工事については、県、今、情報公開請求しておりますので、全て資料は入手する予定でおりますので、私もこのアスベストの工事がどのようにされたのか、本当に適正だったのか調べるつもりでおりますが、最後に市長にお聞きしたいのは、これだけのことを調べて、市としても再度このアスベスト除去工事、これから支所と色々な公共施設の統廃合で解体・改修が行われます。この機会に、今回のアスベスト除去工事の手続、市のかかわり方が適正であったのか、調べるつもりがあるのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

まず契約変更の根拠でございますが、こちらにつきましては、愛西市の公共工事請負契約変更及び土木設計業務等委託契約変更事務取扱要領に基づき、処理をさせていただいております。

次に、適正なアスベストの除去がされていないと、問題意識があるのかどうかということでございますが、当然、アスベスト、これは大変問題になることでございますので、除去については適切にしていかなければならないという意識は持っております。そして、事前調査の関係で証拠があるか示してほしいということでございますが、こちらにつきましては業者のほうに確認をさせていただいております。

あと、周辺住民に周知の義務は果たしたのかということでございますが、先ほどこれも御答弁をさせていただきましたが、当該解体工事の場所において、公衆に見やすいように掲示しなければならないということとなっておりますので、建物の外部に掲示をしております。アスベストが含まれる建物を主体ということで掲示をしておりますが、公衆に見やすいようにちょっと配慮が欠けたのかなと、それはちょっと感じておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、時系列でちょっと検査結果がおかしいんじゃないかということでございますが、こちらにつきましても、議員から御指摘後、改めて書類等を確認させていただきました。議員に提出をさせていただいた以外の書類も確認をさせていただいておりますが、これは私どもとしては適切に処理がされていると判断をしております。

あと、本庁、海部事務所のほうに変更の届け出がされていないということでございますが、こちらは変更の届けということではなくて、追加の届け出がされておりますので、変更の届けということではなくて、追加の届けという形でございますので、海部事務所のほうの見解とはちょっと異なるかと思っております。

あと、市のほうに変更届を、そういった追加届が出てきていないということでございますので、それは業者のほうに指摘をさせていただきます。

#### ○8番（吉川三津子君）

答弁漏れがありますけど、説明して、議長、よろしいですか。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

はい、どうぞ。

#### ○8番（吉川三津子君）

元請業者に事前調査の義務があるという認識がおりなのか、先ほど市が平成17年に調査し

ているとか、設計段階で云々というお話がありましたが、元請業者にその義務があるという認識はあるのかということをお伺いしました。あるなら、ちょっとこんなプロセスにはならないと思っていますので、それが1点です。

それからあと、アスベスト事前調査費を組んでいないということなので、これに対して問題意識はないのかということと、最後に市長のほうに答弁を求めています。

○総務部長（飯谷幸良君）

細かい内容ということで、担当のほうから答えさせていただきますので、お願いいたします。

○総務課長補佐（浅野浩司君）

まず事前調査につきまして、元請業者の責任義務がないのかということにつきましては、まず事前調査というのは発注者にも設計者にもその責任はあります。最終的に、現場解体、こういったところでアスベスト処理をするということになりますので、元請業者も最終的な適正な処理ができるように責任を負っております。

調査費につきましては、今回、設計の中で見ていませんが、法の趣旨を見ますと、やはり健康被害、こういったものを起こさないために確立されている法律でございますので、この調査費がないことが問題であるわけではなくて、最終的にアスベストが適正に処分されるかどうか、こういったところが重要かと考えております。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

アスベストの除去につきましては、大変重要な問題であるというふうに私も思っております。今後、各公共施設の関係もございまして、今回の御指摘も踏まえて、改めてアスベストに対してどのような手続を踏んで、どのような工事をやっていかなければならないかということを変更して我々としても協議・検討をしていかなければならないというふうに思っておりますので、今後とも、もし議員さまさまざまな御指導等ありましたら御助言をいただきますようお願いをしたいというふうに思いますし、我々としても努力していきたいというふうに考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、7番・石崎たか子議員、どうぞ。

○7番（石崎たか子君）

ただいまの78号に対しまして、やはり変更による明細をいただいたときには、正直、先ほどから何人かの方も言われました、驚きました。160項目の多くを一度に提出ということ、るる今まで質問があったわけですが、この169項目を見させていただきましたが、建設費削減のための努力も認める部分もございまして。

私は、特別委員会で傍聴させていただいた中で、質問された資料1の変更理由を具体的に説明と言われながら、説明がなかったのか、1から3でどんなものを指すのか。

例えばナンバー25の場合、法改正はわかっていなかったのか。ナンバー26、常時出入りしない箇所は最初からわかっていると思うが。

ナンバー38、39、ひさしについてであるが、これでひさしとのすき間からの雨水落下防止に

なるのかと思っていたら、ナンバー146、玄関アプローチひさし部の雨対策が出ていました。市民の苦情も聞いていたので、どのようにこれをなさるか、お尋ねいたします。

また、134の工事費低減はマイナス583万であるが、これにかわるものは何になるのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

今回、169項目の変更理由といたしましては、先ほど答弁をさせていただいておりますように、愛西市公共工事請負契約変更事務取扱要領の理由区分にのっとり、他事業及び施工条件等に関連するもの、それと施工条件の明示項目の変更によるもの、それと設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認が困難な要因によるものなどに該当する設計変更項目について、契約約款の規定に基づき、請負代金の変更を行うものでございます。

ナンバー25の場合、法改正がわかっていなかったのかという御質問でございます。設計における契約工期につきましては、平成23年9月2日から平成25年7月31日であります。そのため、設計図書作成時において、法改正告示及び施行がされておりましたので、設計図書は改正前の仕様にて記載・整理がされております。その内容で工事請負契約を締結しております。

確認申請の審査以降の施行でありますので、当初設計のとおり建築しても問題はございませんが、将来において増改築工事を行うときには、その不適合部分の改修工事を行わなければなりませんので、法改正に合致するよう変更をしたものでございます。

ナンバー26の、常時出入りしない箇所としてわかったから変更するのではなく、少しでも経費を安くするため、立ち上がり部分の防水保護板などの変更をしたものでございます。

それと、ナンバー38、39は、設計監理者の発議として、増築棟東側のひさし1と2の変更を指示したものであります。内容といたしましては、膜の汚れ防止やさび発生防止など、維持管理面での負担削減を目的に変更をいたしております。

また、ナンバー146の雨水対策工事は、発注者が発議をしております。庁舎利用者の利便性を図るため、玄関のひさしと増築棟の間からの雨の吹き込みによる床面のぬれや滑りを防止するための変更となります。

それと、ナンバー134の工事費低減583万が、これにかわるものはどれかということでございますが、工事費の削減の概要につきましては、外構仕上げ範囲の変更をいたしております。総額でこの583万の減額になりますが、これらにかわる変更項目というものはございませんので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第79号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・大野則男議員、どうぞ。

○1番（大野則男君）

それでは、議案第79号、一般会計補正予算（第3号）について、幾つか御質問をさせていただきます。

がん検診委託料の500万の増額についてですが、予算での1件当たりの単価、人数を教えてください。それと、この2年間での検診を受けていただけた人たちの人数。3番目に、増額は何人で補正を組んで、あと何回検診を予定されておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それで、本年度の総額の検診業務の、がん検診のみならず、総額は補正を含めて幾らになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、お答えをさせていただきます。ちょっと順番が前後いたしますが、お許しをいただきたいと思いますと思っております。

まずがん検診の積算に関しましての件でございますが、がん検診委託料の500万の増額について、ことしの9月で既に事業は終了しております。したがって、個別がん検診におきましては、胃がん検診121人分、肺がん検診388人分、大腸がん検診397人分で、合計約570万円の不足が生じました。それと相まって、集団がん検診、子宮がん、乳がんのクーポン券の検診、年度末までこちらのほうは実施をしております。よって、現時点の申し込み人数から見込み金額を精算しまして、500万円の補正を今回お願いしたわけでございます。

あと、詳細の人数とか単価は、担当のほうから説明をさせていただきます。

○健康推進課長（飯田優子君）

がん検診の委託料、個々の単価でございますが、集団がん検診と個別がん検診、医療機関のがん検診の2種類がございます。それぞれがん検診の種類によって委託単価が変わってきております。

まず個別がん検診の委託料についてでございますが、またこれも胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診と前立腺検診、この種類ごとに、年齢70歳未満と70歳以上でまた委託料が変わってきております。ですので、これを1つずつ説明するということになります。よろしくお願いたします。

まず個別がん検診の胃がん検診でございますが、69歳以下は委託料1万4,591円、これは海部津島で統一された委託料でございます。胃がん検診70歳以上が1万5,991円、これは自己負担金の差額による差でございます。それぞれの単価と人数ですので、人数を一緒に述べさせていただきます。胃がん検診69歳以下は、予算の人数は650人ございました。70歳以上が660人の予算でございます。

肺がん検診、胸部レントゲン検診は5,588円、69歳以下、それで予算としては920人、70歳以上が6,880円で1,350人。

肺がんにつきましては、喀痰の検査というものもございまして、それを胸部レントゲンと一緒に行いますと、69歳以下は8,660円で、予算としては50人分上げております。70歳以上ですと9,460円で、これも50人上げております。

大腸がんは、69歳以下は3,620円で840人上げております。70歳以上は3,920円で1,200人の予算計上をしております。

子宮がん検診につきましては、69歳以下は5,725円で140人、70歳以上は6,225円で40人上げております。

また、子宮がんにつきましては、頸部と体部、2種類の検査がございまして、この検査につきましても頸部・体部、両方やられた方については1万541円で80人の予算計上、70歳以上につきましては1万1,441円で10人の予算計上であります。

また、子宮がん検診につきましては、クーポン検診も実施いたしておりますので、その方に対しては全額補助ということになっておりまして、委託料は6,825円で310人分の予算計上をしております。

乳がん検診につきましては、超音波とマンモグラフィーの2種類を行っております、超音波では、69歳以下が5,633円で140人分、70歳以上が6,233円で40人分、マンモグラフィーが69歳以下で8,504円で23人分、70歳以上では9,204円。

また、マンモグラフィーのクーポン検診で受けられる全額補助の方は1万4円で、88人分の予算計上です。

前立腺につきましては、69歳以下が5,393円、370人分、70歳以上は5,893円で680人分。

以上が予算計上をした個別のがん検診です。

集団検診もございまして、すごく細かくなってしまうのですが、総額で……。

○1番（大野則男君）

済みません。後で資料をいただければ結構なんで、ありがとうございました。

○健康推進課長（飯田優子君）

では、検診全体の総額でよろしいでしょうか。

まず27年度の予算で、がん検診の委託料は8,639万6,000円でございます。健康診査委託料、これは20代、30代の若い方の検診と肝炎ウイルス検診の検診の委託料でございますが、174万7,000円。骨粗鬆症検診の委託料として279万4,000円を計上させていただいております。

健康推進課部分の健康診査は以上でございます。

総額というところですけど、がん検診と健康診査、合わせて8,639万6,000円で、骨粗鬆症を合わせなければいけないので、8,917万ですね。以上です。

あと、健康診査、がん検診部分になりますけど、いいですか。

○1番（大野則男君）

急に言って済みません。後で資料をいただければ結構なんで。

僕がお話ししたいのは、この2年間で、市長の熱い思いもあって、基本的にこの検診業務が
いかに位置づけにあるのかというのを事務方でどう認識をされておるのか。本来、この補正で
増額で上がってくること自体に、事業自体にちょっと甘さがあったんじゃないのかなあという
部分を事務方としてどう受けとめておられるのか、ここを僕はお話を聞かせていただきたいの
と、だから2年間での検診人数、これだけふえてきたんだというお話が聞かせていただきたい
のと、それから総額、がん検診を含めて、事業費ベースで総額幾らになる、ここが事業の予算
ベースを決めたときに、なぜもっと、人数を含めて、検診業務自体の事業ベースで組めなかつ
たのか、そこを僕はお尋ねしたいということでございます。

○市民生活部長（永田和美君）

今、見込みが甘かったのではないかというお話でございますが、がん検診につきましては、
平成26年度は受診券の個人通知とか申し込み方法の見直しをいたしました。25年度に比較しま
して、受診数が大幅に増加した経緯もございます。そのため、大幅に増加した26年度実績を踏
まえて今回計上をしたわけですが、27年度は26年度をさらに上回る受診者が増加という結果と
なりました。したがって、増加の見通しでございますけれども、増加率の確証といえますか、
その見込みがなかなか難しい面もございます。そういう中で、当初予算では見込みの推定を、
今回は当初予算の段階では算出のプラスには算定しなかったということで、結果的に今回の補
正でお願いするということになりましたので、よろしく申し上げます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

補正予算についてですけれども、2点ありますが、1つは民生費の児童措置費の給付費に関
して、3歳未満児の増加したのが要因だと言われていましたが、その要因についてどのように
見ているのかをお尋ねします。

それからもう1つ、今のがん検診について、先ほどの答弁でも受診者がふえたということで、
ふえたことは非常に評価できるというふうに思いますが、昨年も課題だった、いわゆる電話が
混んでなかなかつながらないとかいうことで、今回ネット申し込みも含めて対応されたよう
ですけれども、それでも一部なかなか電話がつかないというようなことも伺いました。そう
したことに、その混雑がどのくらい解消したのかということについて、まずお尋ねをし
たいと思います。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

3歳未満児の保育園の途中入所の事由といたしましては、12月1日現在で、1つ目としまし
て就労が91.5%、2つ目といたしまして母親の妊娠・出産が7.3%、3つ目といたしまして同
居親族等の疾病の介護・看護が1.2%となっております、就労による入所が要因の大半を示
している状況でございます。以上でございます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、がん検診の申し込みの関係でございますが、平成26年度は、コールセンター方式

で予約専用電話20台で受け付けをしたところ、大変多くの市民の皆様からお申し込みがありまして、受け付けの初日につきましては、9時から16時まで一日中電話が鳴りやまない状態でした。

そのような反省点を踏まえまして、平成27年度につきましては、ネット申し込み、それから保健センター窓口の申し込みをふやしました。さらに、予約日を2つの期間に分けて、申し込みの受け付けをしました。

この結果、電話申し込みの受け付け初日の混雑につきましては、午前10時30分ごろまでには短縮されました。受け付け開始の1時間30分ぐらいは電話を一斉にかけられる方が多く見えたので、1時間半ぐらいにつきましてはつながらない状況があったという状況でございます。

○19番（真野和久君）

がん検診の申し込みに関してですけれども、大分混雑は緩和されてはいますが、どうしても申し込み当初に電話が混雑するというところでいうと、できるだけ早くやらないとという意識が強く働いているのではないかなあというふうにも思います。予約日、今回は地域で分けたという話もありましたが、とにかく急いで申し込まないと好きな自分の日程が申し込めないのではないかというところを、いかに安心して申し込めるような形に持っていくのかというところはやっていかないと、後追いになっていく可能性もあるので、そうした対応を、例えば余裕を持ってがん検診ができるような日程の問題とか、そういったことを含めて考えていく必要もあるのではないかなと思いますので、そうした対応についてはどのように考えられますか。

○市民生活部長（永田和美君）

26、27といろいろ改善をしてきたわけですが、28年度、来年に向けましては、やはり時代柄、ネット予約の方が結構お見えになるということも、今回導入いたしまして実感したわけでありまして。そのようなことから、来年度につきましては、ネット予約の定員枠をもう少し拡大していくと。さらに、電話窓口での申し込みされる方の人数を減らすために、より一層の混雑解消を図っていくために、保健センターの窓口の受け付け体制の人数もふやして、両面で体制を充実していきたいというふうに考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、27年度の一般会計補正予算について、幾つかの項目について質問いたします。

まず補正予算書の8ページにあります地方交付税ということで、予算が5億4,000万円だったのが、補正で3,200万円ふえましたよと、5億7,200万円になりましたということについて、前年対比、この金額について伸びているのではないかとということと、あと5億4,000万の予算からしても3,000万円ふえたということで、ふえるに当たっては今年の予算を決めるときに一応予定は立てるかと思うんですが、ふえた理由については、基準財政需要額というのがどうふえたのか、基準財政需要額の対象となる道路が延長されたためなのか、また決算委員会で答弁のあった、地方交付税が合併の特例が終わった後見直しをされるという中で、庁舎や小学校等

についての増額が図られていくという見直しがされていくというような答弁があったんですが、そういったことによる影響なのか、詳細を確認させていただきたいと思います。

続いて2点目ですが、人件費についての件で少し問い合わせをさせていただきます。一般会計の人件費で27ページのところですが、一般職で8,593万6,000円ということで、約8,600万ほど減っているということなんですが、人員は4人減っているだけということで、4人減っただけで8,000万減るのではないだろうと思いつつながら、その8,000万円減った内容についてお伺いいたします。例えば、育児休暇の人が何人だったのか、病欠が何人だったのか等々、どうであったのかということと、この8,500万円というのは前年も同じように増減があったと思うんですけども、前年については何人分で、幾らだったのかということについてお伺いをしたいと思います。

続いて、17ページです。選挙システム改修委託費として、18歳選挙権による改修をしないといけないということで補正予算に計上されているんですが、実際18歳以上に何人ふえるのか、今の現状が何人で、ふえるのが何人ぐらいで、今度の来年の参議院選挙ぐらいからふえる状況になるかと思うんですけども、その増加したものについてお伺いをいたします。

続きまして、19ページです。社会福祉費社会福祉総合費の中の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金ということで、8,125万4,000円ということで繰り出しがされていますが、この繰り出しについては、この間ずっといろいろと答弁をさせていただいている国の1億7,000万円の財政支援金の金額ではないかと思うんですが、その確認であります。1億7,000万円の各自治体に対する財政支援金がこの金額であるのか、確認をお願いいたします。

続いて、先ほどと同じ19ページのところで、児童措置費のところ、8,700万円ということでふえているということについて、3歳児がということで先ほども議員のお答えにもあったんですが、その中で、ふえていることについては要因として、他市からふえているのか、また転入によって愛西市に引っ越してきたことによってふえたのかのことについてお伺いをいたします。これによる他市からの分については、約1,000万ほどの収入が受託分として予算で1,000万ぐらいについているんですが、それに当たる分としてどのくらいふえているのかということについてお伺いします。

続いて、25ページのところで、施設修繕工事ということで、佐屋小学校プールについて、施設工事ということで3,378万円ということで出ております。これについては、来年の夏までにはされるかとは思いますが、工期ですね、工事がどのくらいで終わるのかということについてお伺いをいたします。

以上6点についてお願いします。

○企画部長（佐藤信男君）

最初に、普通交付税のほうが増額されているという御質問でございます。こちらのほうは、予算編成時に想定していた予算額よりも算定結果が多くなったということであります。しかしながら、平成26年度の普通交付税の決算額と比較しますと1,554万円の減額の算定結果となっております。

次に、基準財政需要額がどうふえたのかという御質問でございますが、平成23年から26年の決算額の推移といたしましては、平成25年度をピークに減少傾向にあります。また、平成27年度の交付状況の検証につきましては、まち・ひと・しごと創生事業費の創設に伴う算定額の増額を主な要因として基準財政需要額が3億9,728万円の増となりましたが、基準財政収入額も地方消費税交付金や市町村民税法人税割の増額により全体として増額となり、結果として昨年対比で1,554万円の減額となっております。

続きまして、決算委員会であることでの基準財政需要額の見直しの関係でございますが、合併に係る交付税算定の特例措置が終了し、一本算定に加算される経費の見直しであり、本年度の算定結果には影響はございません。以上です。

○総務部長（飯谷幸良君）

人件費の補正の関係で御質問でございますので、御説明をさせていただきます。

まず当初予算作成後の退職者、4名おります。それと、新規採用辞退が1名、それによりまず減額が約2,760万円でございます。また、育児休業者が17名で約1,180万円の減額。病気休職者4名で約690万円の減額。一方、当初予算作成後の新規採用職員でございますが、1名、任期付きの職員を採用しておりますので、その増額が約500万円。あと、昇格見込みや各種手当見込みの精査による減額が約2,070万円。共済追加費用の率の決定が見込みから約7.7%減になったことによりまして約2,380万円の減となっております。以上が、合わせますと約8,500万円の減額ということでございますので、よろしく願いをいたします。

また、昨年12月補正との比較で御説明をさせていただきますと、昨年は人事院勧告に伴う給料手当の増額要因もございましたので、この増額分を除いた減額の内訳ということで御説明を、比較をさせていただきます。当初予算作成後の退職者が2名で1,260万円の減額。予算計上した育児休業者は20名で約4,690万円の減額。病気休職者は6名で約870万円の減額。昇格見込みや各種手当見込みの精査による減額が約1,650万円。共済追加費用率の決定による減額が1,330万円。合わせまして、昨年は9,800万円の減額となっております。

続きまして、選挙関係の御質問でございます。現在、愛西市には17歳、18歳の方、ともに約750名お見えになりますので、合計しますと1,500名ほどの有権者の増加を想定しております。また、平成27年12月1日現在、選挙人名簿登録者につきましては、5万2,366名でございますので、それに1,500人ほどふえるということでよろしく願いをいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

国保会計の繰り出しの関係でございますけれども、国の平成27年度の低所得者対策としましての保険者支援制度の拡充ということで、財政基盤強化の支援金でございます。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

他市からの入所と転入による入所の御質問でございます。12月1日現在、3歳未満児の途中入所は、全体で165人ございまして、そのうち、他市から受託をしました入所園児は15人でございます。割合にして9.1%でございます。また、他市から愛西市に転入をされました途中入所児の数につきましては把握できておりませんので、要因として分析できない状況でござい

ます。以上です。

○教育部長（石黒貞明君）

プールにつきましては、新年度に使用ができるように、平成28年1月ですけれども、工事発注を予定しておりまして、年度内に完成する予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。

○18番（河合克平君）

まず、予算編成の中で交付税のところで合計で57億ということがあるんですが、この中で普通交付税が55億ぐらいだということでもいいか、その確認です。地方交付税は57億で、普通交付税がそれだけ違うよという、合計が違うということであれば、それを確認したいです。

あと、先ほどの人件費の件なんですが、去年も9,800万、ことしも8,500万ということなんですが、もともと予算時にそれを見込むことができるのかどうかについて、1点お伺いをいたします。

あと、児童措置費の問題ですが、児童措置費で、他市からの部分が15人ということだったんですが、予算上ですと収入が1,100万円ほどの受託園収入ということで1,100万ほどあるんですが、受託園が15人に対して1,500万円なのか、その確認をお願いいたします。

あと、佐屋プールについては、年度内ということなんですが、約400万未満ということなので、今後、立田地区、また八開地区の中学校だとか、そういったところについてのことは、今のところ来年の予算にするとかいうのがもし考えていることがあれば、教えていただきたいと思えます。以上です。

○企画部長（佐藤信男君）

57億の中にはという御質問でございますけれど、57億の中には2億円の特別交付税のほうが含まれております。以上です。

○総務部長（飯谷幸良君）

今年度8,500万円、前年度9,800万円の減額ということで、予算時に見込めるかどうかという御質問でございますが、予算時には見込むことができませんので、よろしく願いいたします。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

他市からの入所園児15人に対して受託の事業収入1,140万ほどということでございますが、この収入につきましては、施設型給付費の公定価格の単価、処遇改善、歳出の見直し等でまた連動して歳入として再積算した関係でございますので、必ずしもこの15人がそのままこの1,150万弱に反映しているというものではございませんので、よろしく願いします。

○教育部長（石黒貞明君）

立田、八開中は、予定はございません。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

議案79号について質問させていただきます。

15ページのふるさとづくり事業推進助成金についてお伺いをいたします。

今回、集会所の建てかえということですが、こうした対象となる施設が市内にどれだけあるのか、お伺いをしたいと思います。それぞれまた補助率等もさまざまだと思いますが、補助率について御説明いただきたいと思います。

それから、いろんなところにコミュニティセンターができたりとかしているわけで、集会所と公共施設再編成の関係はどのように考えられているのか、市の公費も補助という形で入っている中で、その位置づけについてお伺いをしたいと思います。

それから、21ページの佐屋保健センター事務所改修工事についてですけれども、移転に当たり、総額幾らになるのかお伺いしたいのと、効率性を図るために1カ所に集約するという説明が以前されておりました。どのような効率性が具体的に図られるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、27ページの職員の人数についてであります。退職者が予想以外に出たということで、退職の理由がどんな理由なのか、特別な理由があるのか、お聞かせいただきたいのと、育休等もかなり普及してきたと思いますけれども、育休の増加の推移と男性の育休について、愛西市のほうはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（飯谷幸良君）

まずふるさとづくり事業の助成金のご関係でございます。現在、市が集会所として把握している数につきましては、愛西市内で108施設ございます。愛西市ふるさとづくり事業推進助成金交付要綱によりまして、補助率は事業費の2分の1内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、公共施設再編との関係につきましては、補助対象につきましては各地区の集会所等でございますので、公共施設ではございませんので、関連はありません。

それと、飛びますけれども、人件費の関係での御質問をいただいております。

退職理由については、全て自己都合退職ということになっております。

また、育児休業者の人数につきましては、平成27年の4月1日においては23名、平成26年4月1日においては21名、対前年比2名の増加になっております。男性の育児休業者はおりません。以上でございます。

○市民生活部長（永田和美君）

私のほうからは、佐屋保健センターの改修費用につきまして、内訳を御説明させていただきます。

1つ目としまして、事務室のOAフロア工事405万円。事務室から仮事務室へ電話機等の移設工事等としまして6万6,000円。電話主装置及び電話機更新工事、これは13台分で116万6,000円。4点目としまして、保険者専用のネットワーク機器の移設工事13万円。LAN配線工事・機器接続及び動作確認作業ということで128万9,000円。合計670万1,000円ということでございます。

次に、効率性を図るということで、具体的などのような内容かということでございますが、

今まで2カ所の保健センターに分散配置によりまして、保健活動とか職員間の連絡調整に時間を要しておりました。職員を佐屋保健センターに集約することによりまして、事務の効率化が図られるとともに、市民に対します相談案件等の事業を多角的に検討でき、さらに事業内容の向上とともに、専門職員の資質向上も図っていくとございます。このようなことから、複雑、多様化する市民の皆様方のニーズに迅速に対応できる体制を構築していくという狙いでございます。

○8番（吉川三津子君）

最初に、集会所の件なんですけれども、もちろん本当に公共施設ではないので、難しいとは思いますが、やはりここは市からの公費を出して、2分の1も出しながら使う一つの市民が使える施設であります。そういった面から、やはり公共施設の再編成を考えると、ここをなくせとか、そういう意味ではなくて、含めて考えていくのが筋ではないかなと思いますが、この点について市長の見解を求めます。

それからあと、保健センターの職員の効率性というのはよくわかるんですけれども、やはり近くに保健センターがなくなること、まだ市民の方に十分周知はされていない段階ですが、知られた方からは徐々に大変不安の声が聞こえてくるわけですね。特に高齢者の方というのは、ひとり暮らしの方が多くて、そういった近くに保健センターがあるだけで安心という方もいらっしゃるわけです。それから、八開の地区の方となると、かなり八開から佐屋の保健センターに来るのって大変な話で、日ごろの生活から保健センターの位置づけというのが消えてしまうのではないかと、いうふうには大変私も危惧をしております、高齢化社会だからこそ、こういった施設は点在すべきではないかという考えを持っているわけですが、その辺、市民の不安に対してどのように応えていくのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

それからあと、育休の話で、徐々にふえていっているということは大歓迎で、今でもいろいろな子育て支援をしている中で、今までサービスがなかったから正社員をやめてしまつて大変後悔をされている方もいらっしゃる、最近ではそういったものをやめなくて済んでいるという方もあり、大変少しずつ進んできているなあと、思ひわけですが、やはり男性の育休というのは、民間では少しずつ私たち出会うようになってきています。しかし、愛西市の庁舎の中、職員の方々ではこういうことがないということなんですけれども、こういったことの啓発についてどのようにされていくのか、見解をお伺ひいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

まず私のほうから、保健センターの高齢化の方が心配になってというお話であります、連絡されずに見えます市民の方は、現状でも一月当たりが数名ということもあります。そういうことも踏まえまして、現在、地区担当制で保健師が相談とか家庭訪問活動を行つておりまして、要望に応じまして、個別に現在も対応をさせていただいております。そのようなこともございまして、保健所につきましては、対象者の方の内容によりまして、こちらのほうから地域に向かうというようなことも検討して、市民の利便性に配慮した形で体制を考えて対応していきたいというふうにございます。

○総務部長（飯谷幸良君）

男性の育児休業の制度につきましては、職員には周知はしておりますし、今後も機会のあるごとに周知をしていきたいと思っております。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

愛西市ふるさとづくり事業推進助成金につきましては、御承知のとおり、基金を利用させていただいておりますので、基金がなくなれば終了ということでございます、大前提は。そして、先ほど議員お話しでございました各地区の集会所と公共施設の関連性につきましては、基本的には今やっている検討委員会の対象外ではございますけれども、やはり各地区の集会所の利用状況なども確認をしていただいて、今後の今進めている公共施設管理計画の協議の材料としたいというふうに考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、7番・石崎たか子議員、どうぞ。

○7番（石崎たか子君）

議案第79号、まず14、15ページの2款総務費1項、ただいま吉川さんがされておりました、14目のふるさとづくり事業の推進費500万円の増額になっていることですが、先ほどは、合併前から既存のものが108施設ということですが、補正で出されました集会所建設ということはどこの場所であるか、そして平成17年に合併してからの集会所建設、どれほどになるか、お尋ねをいたします。

それから、ページ18、19、3款民生費、2項児童福祉費、19節負担金、施設型給付費、これは9月に出されました3歳未満がふえたという説明があったものでございます。理由はお聞きいたしました、これは他市町村からばかりの15名に該当するのか、ゼロ歳児、1歳児、2歳児というのがどんな形であったのか、お知らせ願います。また、補助金から外れた特別保育事業費の説明もお願いをいたします。

3点目は、ページ24、25、10款教育費、4項社会教育費の4目図書館費のうち、議案説明の中で、防犯カメラというのか、監視カメラの設置を言われたわけですが、どちらのことも余りいいあれじゃないんですが、これは取りつけないければならないような被害があったのかどうか、これは何台設置されるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

ふるさとづくり事業の交付金の関係でございますが、今年度建設を予定されております集会所につきましては、小津町の公民館の建てかえでございます。これまで、集会所の新築、また建てかえの件数でございますが、平成17年から平成26年まで、5件でございます。補助金額は、合計で2,262万5,000円となっております。以上です。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

3歳未満児の途中入所でございますが、増加傾向にございまして、9月の補正時期と比較しまして、延べ人数を年齢別でいきますと、ゼロ歳児で299名、1、2歳児で242名、3歳児で40

名の増加修正する必要が生じました。他市町村からの受託は、先ほど言いました15名、延べ人数でもう少し多くなりますが、影響としては、他市町村からの入所というよりも就労が大半だと思っております。

また、今回、特別保育事業費補助金の減額につきましては、延長保育推進事業に対する減額でございます。延長保育推進事業でございますが、昨年度まで県補助金として補助をされておりました。補助基準としまして、延長保育の実施に係る保育士配置としての基本分と11時間以上の延長時間区分による加算分、この2つがございましたが、新制度に変わりました、基本分の相当が施設型給付費の公定価格に組み込まれましたことに伴い、補助基準の基本分が廃止され、加算分のみになったということでございます。特別保育事業費等補助金は、この基本分が補助対象から外れたために減額となったということでございますので、よろしく申し上げます。

○教育部長（石黒貞明君）

被害があったわけではなく、中央図書館の開館時からの2階の学習室に設置してあります監視カメラの画質がかすみがかかった状況となりまして、学習室の状況確認ができなくなったということで、カメラの取りかえをお願いするものでございます。監視カメラ1台を取りかえるものでございますので、以上です。

○7番（石崎たか子君）

ありがとうございます、御答弁。

集会所建設ですね、17年度から5件ということは、2年に1件ずつ建っているということで、皆さん各地区においてこういう計画をされることはいいことだと思います。

それから、図書館に行かれて、何か監視カメラというのか、防犯カメラというんでしょうか、やはり余りいい気のものじゃないねという話は聞いておったんですが、まだこのほかに取りつけてある場所、何台ありますか。お尋ねいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

カメラでございますが、全部で8台設置してあります。設置場所につきましては、学習室1台、会議室1台、郷土資料室2台、ラウンジコーナーと2階の開架図書が見えるように3台、玄関に1台となっております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第15・議案第80号（質疑）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第15・議案第80号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、国民健康保険特別会計補正予算について質問いたします。

事業勘定の1ページの歳入の部分で、国民健康保険税について6,931万7,000円ということで減収の補正が組まれておりますが、その理由についてお伺いをいたします。

また、繰入金が8,125万4,000円ということで繰り入れられている状況であります。この間の一般質問で、18歳未満の児童・生徒の世帯に対して一宮市程度に減免を行うと1,200万ほどの予算でできるということでありましたので、そういったことではこういう市からの、国からの繰り入れをもって、前倒しして子供のいる世帯に対する、少子化を食いとめたり、そういうことになるのではないかと思いますので、そういうことをしてはどうかということをお伺いしますので、お願いします。

○市民生活部長（永田和美君）

まず減収の要因でございますけれども、6月議会で条例改正をさせていただいております、法改正によります軽減枠の拡充により、保険税の減額と、全体の被保険者数が減少しているのに前期高齢者の増と、それから低所得者の増ということで、軽減世帯が増加したことによる理由となっております。

次に2点目でございますけれども、減免の件でございますけれども、今回、一般会計補正によりまして8,125万4,000円の繰り入れを行うわけでございますが、税収が大幅に減少していることと、それから国保特別会計歳出におきましては、一般被保険者療養給付費、それから高額療養費の不足が見込まれています。したがって、今回、増額補正をお願いしているところでございます。財政支援金によりまして、18歳未満の被保険者の減免を行うようになりますと、より税収が減ってまいります。国保全体の財政運営が、現在、大変厳しい状況が推測されますので、現在のところ考えておりません。以上です。

○18番（河合克平君）

では、国民健康保険の税収については、今年度の調整で6,900万ということなんで、このことについては今後もどんどん減っていくような見込みを立てているのか、1点お伺いします。

また、支払いについての給付費についてはふえていくというような状況が今見込んでいるのかどうかについて、お伺いいたします。

○保険年金課長（井戸田憲二君）

議員のおっしゃるとおり、やはり被保険者がかなり今減ってきております。それと、今年度につきましては、療養給付費、それから高額療養費、70歳以上の1割負担の方が2割になったということで、その影響が出始めておりますので、今後やはり歳入の減、歳出の増というのが見込まれます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質問はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第81号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・議案第81号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第82号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・議案第82号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・委員会付託について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第66号から議案第82号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月22日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時52分 散会